

議案第5号

平成30年度鳥取県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

議案説明資料総括表

福祉保健部(単位:千円)

課名	本年度	前年度	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
(特別会計) 青少年・家庭課	115,649	193,679	△ 78,030		2,323	(諸収入) 52,469 (繰越金) 60,857		
特別会計 合計	115,649	193,679	△ 78,030		2,323	113,326		

平成30年度鳥取県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入予算事項別明細書

款	項	目	本年度 千円	前年度 千円	比較	節		説明
						区分	金額 千円	
1 繰入金	1 一般会計繰入金		2,323	2,650	△ 327			
			2,323	2,650	△ 327			
		1 一般会計から繰入	2,323	2,650	△ 327	1 一般会計から繰入	2,323	
2 繰越金	1 繰越金		60,857	116,285	△ 55,428			
			60,857	116,285	△ 55,428			
		1 繰越金	60,857	116,285	△ 55,428	1 前年度繰越金	60,857	
3 諸収入	1 県預金利子		52,469	74,744	△ 22,275			
			61	135	△ 74			
		1 県預金利子	61	135	△ 74	1 県預金利子	61	
	2 貸付金元利収入		52,345	74,464	△ 22,119			
		1 母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入	52,345	74,464	△ 22,119	1 母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入	52,345	
	3 雑収入	1 雑収入		63	145	△ 82		
1 雑収入			63	145	△ 82	1 雑収入	63	
歳入合計			115,649	193,679	△ 78,030			

平成30年度母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計当初予算説明資料

- 1 款 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費
 1 項 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費
 1 目 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費

青少年・家庭課（内線：7869）
 （単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考															
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入																
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	115,649	193,679	△78,030		2,323	(諸収入) 52,469 (繰越金) 60,857																	
トータルコスト	162,525千円（前年度 240,572千円）（正職員：5.9人）																						
主な業務内容	資金の貸付、償還金の徴収業務、関係機関との連絡調整																						
工程表の政策目標（指標）	ひとり親家庭の自立支援を図る																						
事業内容の説明																							
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>(1) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 ひとり親家庭の親及び寡婦に対し、その経済的自立の援助と生活意欲の助長を図り、併せて扶養している児童の福祉を増進するため、修学資金等の資金の貸付を実施する。</p> <p>(2) 剰余金の国への償還及び県一般会計への繰り出し 母子父子寡婦福祉資金の財源としている国からの借入金について、剰余金の償還基準を超過したため、国へ償還する。また、借入金の国への償還に伴い、県が一般会計から特別会計へ繰り入れていた貸付財源についても、特別会計から一般会計へ繰出す。</p>																							
2 主な事業内容																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>予 算 額</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸 付 金</td> <td>52,322千円</td> <td>修学資金 41,562千円 就学支度資金 4,472千円</td> </tr> <tr> <td>事 務 費</td> <td>2,470千円</td> <td>・貸付審査に要する調査指導経費 ・償還督促、償還促進を行うための指導・調査等に係る経費</td> </tr> <tr> <td>国への償還金</td> <td>40,175千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般会計への繰出金</td> <td>20,682千円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									区 分	予 算 額	主な内容	貸 付 金	52,322千円	修学資金 41,562千円 就学支度資金 4,472千円	事 務 費	2,470千円	・貸付審査に要する調査指導経費 ・償還督促、償還促進を行うための指導・調査等に係る経費	国への償還金	40,175千円		一般会計への繰出金	20,682千円	
区 分	予 算 額	主な内容																					
貸 付 金	52,322千円	修学資金 41,562千円 就学支度資金 4,472千円																					
事 務 費	2,470千円	・貸付審査に要する調査指導経費 ・償還督促、償還促進を行うための指導・調査等に係る経費																					
国への償還金	40,175千円																						
一般会計への繰出金	20,682千円																						
<p>※鳥取市の中核市移行に伴い、平成30年4月1日から鳥取市在住者分の貸付・償還事務が県から鳥取市へ移管することによる減。</p> <p>【債務負担行為】平成31年度～35年度：74,952千円（修学資金等貸付金）</p>																							

平成30年度 鳥取県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

節	款 項 目	1款 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		
		1項 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		
		1目 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		
1	報 酬			
2	給 料			
3	職 員 手 当 等			
4	共 済 費			
5	災 害 補 償 費			
6	恩 給 及 び 退 職 年 金			
7	賃 金			
8	報 償 費			
9	旅 費	35	35	35
	費用弁償			
	普通旅費	35	35	35
	特別旅費			
10	交 際 費			
11	需 用 費	62	62	62
12	役 務 費	387	387	387
13	委 託 料	1,753	1,753	1,753
14	使用料及び賃借料	233	233	233
15	工 事 請 負 費			
16	原 材 料 費			
17	公有財産購入費			
18	備 品 購 入 費			
19	負担金、補助及び交付金			
20	扶 助 費			
21	貸 付 金	52,322	52,322	52,322
22	補償、補填及び賠償金			
23	償還金、利子及び割引料	40,175	40,175	40,175
24	投資及び出資金			
25	積 立 金			
26	寄 付 金			
27	公 課 費			
28	繰 出 金	20,682	20,682	20,682
	予 備 費			
	計	115,649	115,649	115,649
財 源 内 訳	国庫支出金			
	繰 入 金	2,323	2,323	2,323
	そ の 他	113,326	113,326	113,326
	事 業 収 入			

節 の 明 細

項 目		金額 (千円) 等
1 款 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		
1 項 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		
1 目 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		
貸付金	母子父子寡婦福祉資金貸付金	52,322
償還金、利子 及び割引料	国への償還金	40,175
繰出金	一般会計繰出金	20,682

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	一 般 財 源		
	千円		千円		千円	国庫支出金	地方債	その他	千円
平成30年度 修学資金等貸付金	74,952			平成31年度から 平成35年度まで	74,952			74,952	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度提出に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源	財 源			一 般 財 源 千円
							国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
平成26年度 修学資金等貸付金	85,752	平成27年度から 平成29年度まで	14,940	平成30年度から 平成31年度まで	768			768		
平成27年度 修学資金等貸付金	76,116	平成28年度から 平成29年度まで	7,282	平成30年度から 平成32年度まで	2,362			2,362		
平成27年度 母子父子寡婦福祉資 金償還システム構築・ 運用保守業務委託	10,220	平成28年度から 平成29年度まで	1,753	平成30年度から 平成32年度まで	5,257			5,257		
平成28年度 修学資金等貸付金	95,022	平成29年度	17,003	平成30年度から 平成33年度まで	31,143			31,143		
平成29年度 修学資金等貸付金	74,790			平成30年度から 平成34年度まで	74,790			74,790		

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における
現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末現在高 千円	前年度現在高見込額 千円	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額 千円
			当該年度中起債見込額 千円	当該年度中元金償還見込額 千円	
母子父子寡婦福祉資金貸付金	433,463	356,697		40,175	316,522

議案説明資料総括表

福祉保健部(単位:千円)

課名	本年度	前年度	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
(特別会計) 医療・保険課	53,414,359	0	53,414,359	15,066,109	3,435,642	(分担金及び負担金) 14,843,487 (療養給付費等交付金) 1,715,682 (前期高齢者交付金) 18,315,785 (共同事業交付金) 37,236 (財産収入) 404 (諸収入) 14	0	
特別会計 合計	53,414,359	0	53,414,359	15,066,109	3,435,642	34,912,608	0	

平成30年度鳥取県国民健康保険運営事業特別会計歳入予算事項別明細書

歳入

款	項	目	本年度 千円	前年度 千円	比較 千円	節		説明	
						区分	金額 千円		
1 国民健康 保険運営事業 費収入	1 分担金及び負担 金		53,414,359	0	53,414,359				
			14,843,487	0	14,843,487				
		1 負担金	14,843,487	0	14,843,487				
			14,843,487	0	14,843,487	1 国民健康保健事業 費納付金	14,843,487		
			15,066,109	0	15,066,109				
	2 国庫支出金	1 国庫負担金		10,404,567	0	10,404,567			
				9,988,038	0	9,988,038	1 療養給付費等負担 金	9,988,038	
				328,852	0	328,852	2 高額医療費負担金	328,852	
				20,293	0	20,293	3 特別高額医療共同 事業負担金	20,293	
				67,383	0	67,383	4 特定健康診査等負 担金	67,383	
		1	1	5 財政安定化基金負 担金	1				
2 国庫補助金		4,661,542	0	4,661,542					
		4,327,671	0	4,327,671	1 調整交付金	4,327,671			
		333,871	0	333,871	2 保険者度量支援制 度交付金	333,871			

平成30年度鳥取県国民健康保険運営事業特別会計歳入予算事項別明細書

歳入

款	項	目	本年度 千円	前年度 千円	比較	節		説明
						区分	金額 千円	
1 国民健康 保険運営事業 費収入	3 療養給付費等交 付金		1,715,682	0	1,715,682			
		1 療養給付費等交付金	1,715,682	0	1,715,682			
			1,715,682	0	1,715,682	1 療養給付費等交付金	1,715,682	
	4 前期高齢者交付 金		18,315,785	0	18,315,785			
		1 前期高齢者交付金	18,315,785	0	18,315,785			
			18,315,785	0	18,315,785	1 前期高齢者交付金	18,315,785	
	5 共同事業交付金		37,236	0	37,236			
		1 共同事業交付金	37,236	0	37,236			
			37,236	0	37,236	1 特別高額医療費共 同事業交付金	37,236	
	6 財産収入		404	0	404			
1 財産運用収入		404	0	404				
		404	0	404	1 利子及び配当金	404		
7 繰入金		3,435,642	0	3,435,642				
	1 一般会計繰入金	3,435,642	0	3,435,642				
		3,343,494	0	3,343,494				

平成30年度鳥取県国民健康保険運営事業特別会計歳入予算事項別明細書

歳入

款	項	目	本年度 千円	前年度 千円	比較 千円	節		説明
						区分	金額 千円	
1 国民健康 保険運営事業 費収入	7 繰入金		3,343,494	0	3,343,494	1	一般会計から繰入	3,343,494
		2 基金繰入金	92,148	0	92,148	1	財政安定化基金繰 入金	92,148
8 諸収入	1 雑入		14	0	14			
			14	0	14			
			14	0	14	1	雑入	14
歳入合計			53,414,359	0	53,414,359			

平成30年度鳥取県国民健康保険運営事業特別会計当初予算説明資料

1 款 国民健康保険運営事業費

1 項 保険給付費等交付金

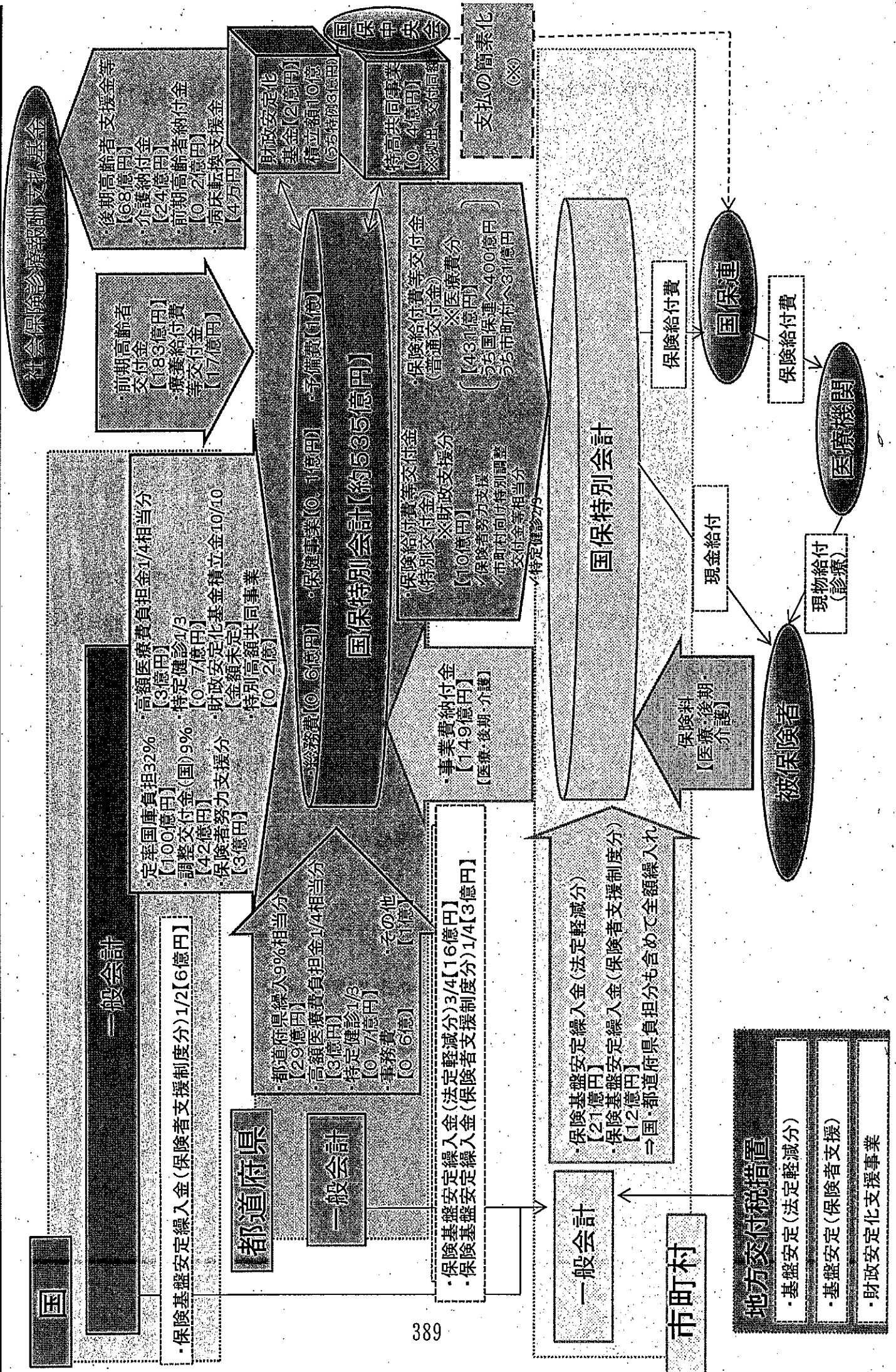
医療指導課（内線：7165）→事業実施：医療・保険課

1 目 保険給付費等交付金 ほか

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
(新) 鳥取県国民健康保険運営事業特別会計 (総括表)	53,414,359	0	53,414,359	15,066,109	3,435,642	(分担金・負担金) 14,843,487 (財産収入) 404 (その他) 20,068,717		
トータルコスト	53,469,998千円（前年度0千円）〔正職員：7.0人、非常勤職員：1.5人〕							
主な業務内容	国民健康保険の県全体の財政運営							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>平成30年4月から県も市町村とともに国民健康保険（以下「国保」という。）の保険者となり、県全体の国保財政の運営・管理を担うことになる。</p> <p>このため、県に新たに設置する国保に関する特別会計に歳入歳出予算を計上し、国保事業を行うものである。</p> <p>※市町村は従来どおり国保特別会計で事業運営を行う。</p>								
<p>2 主な事業内容</p> <p>【主な財政運営の内容】※個別の事業については、別紙のとおり。</p> <p>○県は、国保事業費納付金を市町村から徴収し、保険給付費等交付金を交付する。</p> <p>○医療費の給付増や市町村の保険料収納不足に伴う財源不足に備えるため、財政安定化基金による貸付や交付を行う。</p> <p>○前期高齢者交付金等の収入支出を社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）に対して行う。 など</p>								
<p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>○平成28年度から本格的に市町村等の関係団体とともに、新たな国保制度の円滑な導入に向けて準備を行ってきたところである。</p> <p>○平成30年度以降も、引き続き市町村等と国保運営の課題等に対して協議を重ね、県全体の国保財政の安定化を図っていく必要がある。</p>								

平成30年度以降の国保財政の基本的な枠組みについて



1 款 国民健康保険運営事業費

1 項 保険給付費等交付金

医療指導課（内線：7165）→事業実施：医療・保険課

1 目 保険給付費等交付金

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
(新) 保険給付費等交付金(普通交付金)	43,141,931	0	43,141,931	10,329,467	2,205,612	10,538,148 (分担金・負担金) (その他) 20,068,704		
トータルコスト	43,159,417千円（前年度0千円）〔正職員：2.2人〕							
主な業務内容	申請書の審査、交付金の支払							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
県は、保険給付の実施その他の国民健康保険事業の円滑かつ確実な実施を図るため、県内の市町村に対し、国民健康保険保険給付費等交付金（普通交付金）を交付する。								
2 主な事業内容								
各市町村が当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する療養の給付等に要する費用を交付する。								
(新) 保険給付費等交付金(特別交付金)	993,223	0	993,223	636,840	356,383			
トータルコスト	1,001,171千円（前年度0千円）〔正職員：1.0人〕							
主な業務内容	申請書の審査、厚生労働省への申請、交付金の支払							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
県は、保険給付の実施その他の国民健康保険事業の円滑かつ確実な実施を図り、県内の市町村の財政状況その他の事情に応じた財政の調整を行うため、県内の市町村に対し、国民健康保険保険給付費等交付金（特別交付金）を交付する。								
2 主な事業内容								
各市町村の財政状況その他の事情に応じ、以下の特別交付金を交付する。								
区分	予算額	内 容						
国特別調整交付金(市町村分)	375,279	保健事業の取組に関する費用など、画一的な方法によって措置できない特別な事情に応じた額を市町村に交付する。						
保険者努力支援制度(市町村分)	194,178	市町村の医療費適正化、予防・健康づくり等を支援するために、取組状況に応じた額を交付する。						
県繰入金(2号分)	289,000	市町村が行う国民健康保険事業の安定化等のための各種事業や収納対策等事業の実施状況に応じて市町村に交付する。						
特定健康診査等負担金分	134,766	市町村が保険者として実施する保健事業を円滑及び確実に実施できるよう、特定健康診査及び特定保健指導の実施状況に応じて市町村に対して交付する。						
合計	993,223							

2項 後期高齢者支援金等

医療指導課（内線：7165）→事業実施：医療・保険課

1目 後期高齢者支援金等

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
(新) 後期高齢者支援金	6,790,997	0	6,790,997	2,992,670	625,488	(分担金・負担金) 3,172,839		
トータルコスト	6,791,792千円(前年度0千円) [正職員：0.1人]							
主な業務内容	支払基金への報告、支払							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
75歳以上の被保険者の医療費を対象とする後期高齢者医療制度に対して、これまで各市町村ごとに納付していた後期高齢者支援金を、平成30年度から県が一括して納付する。								
2 主な事業内容								
社会保険診療報酬支払基金に対して県全体の後期高齢者支援金を納付する。								
(新) 後期高齢者関係事務費拠出金	504	0	504			(分担金・負担金) 504		
トータルコスト	1,299千円(前年度0千円) [正職員：0.1人]							
主な業務内容	支払基金への報告、支払							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
社会保険診療報酬支払基金の後期高齢者関係業務に要する費用に充てるため、事務費の拠出を行う。								
2 主な事業内容								
社会保険診療報酬支払基金に対して県全体の後期高齢者関係事務費拠出金を納付する。								

3項 前期高齢者納付金等

医療指導課（内線：7165）→事業実施：医療・保険課

1目 前期高齢者納付金等

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
(新) 前期高齢者納付金	23,031	0	23,031			(分担金・負担金) 23,031		
トータルコスト	23,826千円(前年度0千円) [正職員：0.1人]							
主な業務内容	支払基金への報告、支払							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
市町村ごとの前期高齢者(65歳以上から75歳未満)の偏在を調整するため、これまで市町村ごとに社会保険診療報酬支払基金に納付していた前期高齢者納付金を、平成30年度から県が一括して納付する。								
2 主な事業内容								
社会保険診療報酬支払基金に対して県全体の前期高齢者納付金を納付する。								

3項 前期高齢者納付金等

医療指導課（内線：7165）→事業実施：医療・保険課

1目 前期高齢者納付金等

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
(新) 前期高齢者関係事務費拠出金	453	0	453			(分担金・負担金) 453		
トータルコスト	1,248千円（前年度0千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	支払基金への報告、支払							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>社会保険診療報酬支払基金の前期高齢者関係業務に要する費用に充てるため、事務費の拠出を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>社会保険診療報酬支払基金に対して県全体の前期高齢者関係事務費拠出金を納付する。</p>								

4項 介護納付金

医療指導課（内線：7165）→事業実施：医療・保険課

1目 介護納付金

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
(新) 介護納付金	2,389,426	0	2,389,426	1,096,569	226,103	(分担金・負担金) 1,066,754		
トータルコスト	2,390,221千円（前年度0千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	支払基金への報告、支払							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>介護保険2号被保険者（40歳以上65歳未満）を対象とする介護保険制度に対して、これまで各市町村ごとに納付していた介護納付金を、平成30年度から県が一括して納付する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>社会保険診療報酬支払基金に対して県全体の介護納付金を納付する。</p>								

5項 病床転換支援金等

医療指導課（内線：7165）→事業実施：医療・保険課

1目 病床転換支援金等

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
(新) 病床転換支援金関係事務費拠出金	43	0	43			(分担金・負担金) 43		
トータルコスト	838千円（前年度0千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	支払基金への報告、支払							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
社会保険診療報酬支払基金の病床転換支援金関係業務に要する費用に充てるため、事務費の拠出を行う。								
2 主な事業内容								
社会保険診療報酬支払基金に対して県全体の病床転換支援金事務費拠出金を納付する。								

6項 総務費

医療指導課（内線：7165）→事業実施：医療・保険課

1目 総務管理費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
(新) 一般管理費	9,519	0	9,519		9,513	(その他) 6		
トータルコスト	29,389千円（前年度0千円）〔正職員：2.5人〕							
主な業務内容	市町村職員向け研修会の開催など							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
国民健康保険事業に要する人件費、事務費等である。								
2 主な事業内容								
国民健康保険事業の実施に必要な事務費等を執行する。								
(新) 国民健康保険団体連合会負担金	220	0	220		220			
トータルコスト	1,015千円（前年度0千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	国保連合会への加入							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
平成30年4月から県も国保の保険者として国保連合会に加入することに伴い、会員として必要となる負担金に要する経費である。								
2 主な事業内容								
保険者均等割分のみ（会員が平等に負担） 220千円								
（参考）国保連負担金の構成：保険者均等割と被保険者数割の合計								

2目 運営協議会費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
(新) 国保運営協議会費	573	0	573		573			
トータルコスト	2,163千円(前年度0千円)〔正職員：0.2人〕							
主な業務内容	協議会の開催							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
<p>平成30年度からの国保の都道府県化に伴い、国保事業の運営に関する事項を審議するため、県国保運営協議会の開催に要する経費である。</p> <p>※県国保運営協議会は、新たな国保制度導入の準備機関として平成28年度に設置し、国保運営方針等の審議を行った。</p>								
2 主な事業内容								
<p>国保運営に関する以下について審議を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保事業費納付金の徴収に関すること。 ・国保運営方針の策定に関すること。 ・その他国保運営に関する重要事項に関すること。 								

7項 共同事業拠出金

1目 共同事業拠出金

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
(新) 特別高額医療費共同事業拠出金	37,285	0	37,285			(分担金・負担金) 37,285		
トータルコスト	38,080千円(前年度0千円)〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	国保中央会への支払							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
<p>高額な医療費の発生件数の増加が、小規模保険者を中心に財政運営の不安定要因となっていることから、特別高額医療費(レセプト1件420万超の医療費)について全国単位で共同事業を実施し、財政の安定化を図るものである。</p>								
2 主な事業内容								
<p>これまで各市町村ごとに納付していた特別高額医療費を、平成30年度から県が一括して国民健康保険中央会に納付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠出金：拠出金の総額を過去3か年度の対象医療費実績を基に都道府県ごとに按分して算出した額 								

8項 保健事業費
1目 保健事業費

医療指導課（内線：7165）→事業実施：医療・保険課
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																					
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入																						
(新) 保健事業費	16,750	0	16,750	10,563	6,750	(分担金・負担金) 4,430 (その他) 7																							
トータルコスト	17,545千円（前年度0千円）〔正職員：0.1人〕																												
主な業務内容	市町村へ保健分野の専門家の派遣、県版データヘルス計画の作成																												
工程表の政策目標(指標)	-																												
事業内容の説明																													
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>平成30年度から県が市町村とともに保険者となることに伴い、県も一保険者として保健事業の取組を一層推進し、医療費の適正化に繋げる。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>平成30年度は、市町村保健事業の支援などを行うため、以下の取組による支援の環境整備を図る。</p> <p>(1) 県が直接行う保健事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>予算額</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康づくり鳥取モデル事業</td> <td>2,000</td> <td>地域において、運動習慣の定着による健康づくりを行う環境整備のため体操教室など運動による健康づくりの取組を実施する自治会等に対して補助金を交付 ・補助率等：上限200千円 ※補助件数 10団体</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>2,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 市町村が実施する保健事業が円滑に進むための基盤整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>予算額</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(新) 鳥取県検診受診勧奨センター（仮称）の設置</td> <td>8,860</td> <td>市町村国保は特定健診の実施率が他の保険者と比べて低いことから、特定健診等未受診者に対する個別勧奨業務（コールセンター）を行う勧奨センターを設置し、受診率の向上を進め、被保険者の健康増進と医療費の適正化に繋げる。 ・実施方法：委託 ・対象：19市町村（国保被保険者対象）</td> </tr> <tr> <td>(新) 各種保健事業の分析、助言等支援事業（仮称）</td> <td>400</td> <td>市町村が実施する保健事業が適切かつ効果的に実施できるよう、専門家を派遣し、必要な助言等を行う。 ・報酬3万円×10回 ・旅費1万円×10回 ・配置人数：1名（ドクター等の医療従事者想定） ・実施内容：助言等を希望する市町村への保健事業の取組全般</td> </tr> <tr> <td>(新) 保健事業の実施支援事業</td> <td>3,112</td> <td>県に専門職（保健師）を配置し、市町村が実施する保健指導等に対する助言や人的サポートを実施する。 ・配置人数：1名（非常勤職員（保健師等の技術職）） ・実施内容：助言を希望する市町村への保健事業に係る技術的な助言（訪問指導のサポート等）※県下全域をカバー</td> </tr> </tbody> </table>									区 分	予算額	内 容	健康づくり鳥取モデル事業	2,000	地域において、運動習慣の定着による健康づくりを行う環境整備のため体操教室など運動による健康づくりの取組を実施する自治会等に対して補助金を交付 ・補助率等：上限200千円 ※補助件数 10団体	合 計	2,000		区 分	予算額	内 容	(新) 鳥取県検診受診勧奨センター（仮称）の設置	8,860	市町村国保は特定健診の実施率が他の保険者と比べて低いことから、特定健診等未受診者に対する個別勧奨業務（コールセンター）を行う勧奨センターを設置し、受診率の向上を進め、被保険者の健康増進と医療費の適正化に繋げる。 ・実施方法：委託 ・対象：19市町村（国保被保険者対象）	(新) 各種保健事業の分析、助言等支援事業（仮称）	400	市町村が実施する保健事業が適切かつ効果的に実施できるよう、専門家を派遣し、必要な助言等を行う。 ・報酬3万円×10回 ・旅費1万円×10回 ・配置人数：1名（ドクター等の医療従事者想定） ・実施内容：助言等を希望する市町村への保健事業の取組全般	(新) 保健事業の実施支援事業	3,112	県に専門職（保健師）を配置し、市町村が実施する保健指導等に対する助言や人的サポートを実施する。 ・配置人数：1名（非常勤職員（保健師等の技術職）） ・実施内容：助言を希望する市町村への保健事業に係る技術的な助言（訪問指導のサポート等）※県下全域をカバー
区 分	予算額	内 容																											
健康づくり鳥取モデル事業	2,000	地域において、運動習慣の定着による健康づくりを行う環境整備のため体操教室など運動による健康づくりの取組を実施する自治会等に対して補助金を交付 ・補助率等：上限200千円 ※補助件数 10団体																											
合 計	2,000																												
区 分	予算額	内 容																											
(新) 鳥取県検診受診勧奨センター（仮称）の設置	8,860	市町村国保は特定健診の実施率が他の保険者と比べて低いことから、特定健診等未受診者に対する個別勧奨業務（コールセンター）を行う勧奨センターを設置し、受診率の向上を進め、被保険者の健康増進と医療費の適正化に繋げる。 ・実施方法：委託 ・対象：19市町村（国保被保険者対象）																											
(新) 各種保健事業の分析、助言等支援事業（仮称）	400	市町村が実施する保健事業が適切かつ効果的に実施できるよう、専門家を派遣し、必要な助言等を行う。 ・報酬3万円×10回 ・旅費1万円×10回 ・配置人数：1名（ドクター等の医療従事者想定） ・実施内容：助言等を希望する市町村への保健事業の取組全般																											
(新) 保健事業の実施支援事業	3,112	県に専門職（保健師）を配置し、市町村が実施する保健指導等に対する助言や人的サポートを実施する。 ・配置人数：1名（非常勤職員（保健師等の技術職）） ・実施内容：助言を希望する市町村への保健事業に係る技術的な助言（訪問指導のサポート等）※県下全域をカバー																											

特定健診・特定 保健指導従事者 研修会	378	県全体の保健指導レベルの向上を図るため、市町村、医療保険者等の特定健康診査・特定保健指導に携わる従事者の人材育成研修会を実施する。 ・実施主体：県 ・対象：市町村保健師、管理栄養士、医師、看護師等 ・研修内容：効果的な保健事業の実践（講義及び演習） ・実施回数：年2回
合 計	12,750	

(3) データヘルス計画の策定

区 分	予算額	内 容
(新) 市町村の 状況分析・県版 データヘルス計 画作成事業	2,000	国保連合会が保有する健診、医療、介護の情報を活用し、統計情報等を保険者に向け情報提供することで、保険者の効率的かつ効果的な保健事業の実施をサポートすることを目的として構築された国保データベースシステム（KDB）を活用した市町村の現状分析。分析結果等を基にして、県がデータヘルス計画を作成する。 ・実施方法：委託
合 計	2,000	

9 項 基金積立金

医療指導課（内線：7165）→事業実施：医療・保険課

1 目 基金積立金

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
(新) 財政安定化基金積立金	404	0	404			(財産収入) 404		
トータルコスト	1,199千円（前年度0千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	基金の管理運営							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>県国保特別会計において余剰金等が生じた場合及び国庫補助金が交付された場合に、国民健康保険財政安定化基金に積み立て、後年度に備えるものである。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>○積み立てを行う場合の想定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村に対して貸付を行った場合、貸付先市町村から償還を受けたときに本基金に積み立てる。 ・市町村に対して交付を行った場合、市町村から拠出金を徴収し、本基金に積み立てる。 ・県が本基金の取り崩しを行った場合、県は本基金に繰り入れを行う。 ・国から県が行う本基金の造成のための補助金が県に交付された場合、本基金に積み立てる。 <p>（財政安定化基金：財源 国10/10）</p> <p>○本年度当初予算においては、基金の運用益を積み立てるものである。</p>								

2款 予備費

1項 予備費

医療指導課（内線：7165）→事業実施：医療・保険課

1目 予備費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
(新) 予備費	10,000	0	10,000		10,000			
トータルコスト	10,795千円（前年度0千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	予備費の執行管理							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>国保特別会計は、把握困難な不確定要素の大きい医療費の支出を基礎としているが、財源不足を理由に支出の削減をすることができないため、医療費が増加した場合に備えるものである。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>概算額として10,000千円を予備費計上する。</p>								

平成30年度 鳥取県国民健康保険運営事業特別
会計歳出事項別明細書 (福祉保健部)

節	款 項 目	1款 国民健康保険運営事業費					
		1項 保険給付費等交付金		2項 後期高齢者支援金等		3項 前期高齢者納付金等	
			1目 保険給付 費等交付金		1目 後期高齢者 支援金等		1目 前期高齢者 納付金等
1	報 酬	5,037					
2	給 料						
3	職 員 手 当 等						
4	共 済 費	749					
5	災 害 補 償 費						
6	恩給及び退職年金						
7	賃 金						
8	報 償 費	516					
9	旅 費	1,217					
	費用弁償	275					
	普通旅費	645					
	特別旅費	297					
10	交 際 費						
11	需 用 費	1,823					
12	役 務 費	2,519					
13	委 託 料	11,652					
14	使用料及び賃借料	1,025					
15	工事請負費						
16	原 材 料 費						
17	公有財産購入費						
18	備 品 購 入 費	304					
19	負担金、補助及び交付金	53,379,113	44,135,154	44,135,154	6,791,501	6,791,501	23,484
20	扶 助 費						
21	貸 付 金						
22	補償、補填及び賠償金						
23	償還金、利子及び割引料						
24	投資及び出資金						
25	積 立 金	404					
26	寄 付 金						
27	公 課 費						
28	繰 出 金						
	予 備 費						
	計	53,404,359	44,135,154	44,135,154	6,791,501	6,791,501	23,484
財	国庫支出金	15,066,109	10,966,307	10,966,307	2,992,670	2,992,670	
源	繰 入 金	3,425,642	2,561,995	2,561,995	625,488	625,488	
内	そ の 他	34,912,608	30,606,852	30,606,852	3,173,343	3,173,343	23,484
訳	事業収入						

平成30年度 鳥取県国民健康保険運営事業特別
会計歳出事項別明細書 (福祉保健部)

款項目 節	4項 介護納付金		5項 病床転換支援金等		6項 総務費		
		1目 介護納付金		1目 病床転換支援金等		1目 総務監理費	2目 運営協議会費
1 報酬					2,495	2,194	301
2 給料							
3 職員手当等							
4 共済費					354	354	
5 災害補償費							
6 恩給及び退職年金							
7 賃金							
8 報償費							
9 旅費					920	775	145
費用弁償					275	130	145
普通旅費					645	645	
特別旅費							
10 交際費							
11 需用費					1,753	1,683	70
12 役務費					2,512	2,464	48
13 委託料					792	792	
14 使用料及び賃借料					962	953	9
15 工事請負費							
16 原材料費							
17 公有財産購入費							
18 備品購入費					304	304	
19 負担金、補助及び交付金	2,389,426	2,389,426	43	43	220	220	
20 扶助費							
21 貸付金							
22 補償、補填及び賠償金							
23 償還金、利子及び割引料							
24 投資及び出資金							
25 積立金							
26 寄付金							
27 公課費							
28 繰出金							
予備費							
計	2,389,426	2,389,426	43	43	10,312	9,739	573
財源内訳							
国庫支出金	1,096,569	1,096,569					
繰入金	226,103	226,103			10,306	9,733	573
その他	1,066,754	1,066,754	43	43	6	6	
事業収入							

平成30年度 鳥取県国民健康保険運営事業特別
会計歳出事項別明細書 (福祉保健部)

款 項 目 節							2款 予備費
	7項 共同事業拠出金		8項 保健事業費		9項 基金積立金		
		1目 共同事業拠 出金		1目 保健事業費		1目 基金積立金	
1 報 酬			2,542	2,542			
2 給 料							
3 職 員 手 当 等							
4 共 済 費			395	395			
5 災 害 補 償 費							
6 恩 給 及 び 退 職 年 金							
7 賃 金							
8 報 償 費			516	516			
9 旅 費			297	297			
費用弁償							
普通旅費							
特別旅費			297	297			
10 交 際 費							
11 需 用 費			70	70			
12 役 務 費			7	7			
13 委 託 料			10,860	10,860			
14 使用料及び賃借料			63	63			
15 工 事 請 負 費							
16 原 材 料 費							
17 公 有 財 産 購 入 費							
18 備 品 購 入 費							
19 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	37,285	37,285	2,000	2,000			
20 扶 助 費							
21 貸 付 金							
22 補 償、補 填 及 び 賠 償 金							
23 償 還 金、利 子 及 び 割 引 料							
24 投 資 及 び 出 資 金							
25 積 立 金					404	404	
26 寄 付 金							
27 公 課 費							
28 繰 出 金							
予 備 費							10,000
計	37,285	37,285	16,750	16,750	404	404	10,000
財 源							
内 国 庫 支 出 金			10,563	10,563			
繰 入 金			1,750	1,750			10,000
内 そ の 他	37,285	37,285	4,437	4,437	404	404	
事 業 収 入							

平成30年度 鳥取県国民健康保険運営事業特別
会計歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款 項 目	1項 予備費	
		1目 予備費	
1	報 酬		
2	給 料		
3	職 員 手 当 等		
4	共 済 費		
5	災 害 補 償 費		
6	恩給及び退職年金		
7	賃 金		
8	報 償 費		
9	旅 費		
	費用弁償		
	普通旅費		
	特別旅費		
10	交 際 費		
11	需 用 費		
12	役 務 費		
13	委 託 料		
14	使用料及び賃借料		
15	工 事 請 負 費		
16	原 材 料 費		
17	公有財産購入費		
18	備 品 購 入 費		
19	負担金、補助及び交付金		
20	扶 助 費		
21	貸 付 金		
22	補償、補填及び賠償金		
23	償還金、利子及び割引料		
24	投資及び出資金		
25	積 立 金		
26	寄 付 金		
27	公 課 費		
28	繰 出 金		
	予 備 費	10,000	10,000
	計	10,000	10,000
財 源 内 訳	国庫支出金		
	繰 入 金	10,000	10,000
	そ の 他		
	事 業 収 入		

節 の 明 細

項 目	金額 (千円) 等
1 款 国民健康保険運営事業費	
1 項 保険給付費等交付金	
1 目 保険給付費等交付金	
負担金、補助及び交付金 保険給付費等交付金	43,141,931
国特別調整交付金 (市町村分)	375,279
保険者努力支援制度 (市町村分) 交付金	194,178
県繰入金 (2号分) 交付金	289,000
特定健康診査等負担金	134,766
2 項 後期高齢者支援金等	
1 目 後期高齢者支援金等	
負担金、補助及び交付金 後期高齢者支援金	6,790,997
後期高齢者関係事務費拠出金	504
3 項 前期高齢者納付金等	
1 目 前期高齢者納付金等	
負担金、補助及び交付金 前期高齢者納付金	23,031
前期高齢者関係事務費拠出金	453
4 項 介護納付金	
1 目 介護納付金	
負担金、補助及び交付金 介護納付金	2,389,426
5 項 病床転換支援金等	
1 目 病床転換支援金等	
負担金、補助及び交付金 病床転換助成関係事務費拠出金	43
6 項 総務費	
1 目 総務監理費	
報酬 非常勤職員	1人
負担金、補助及び交付金 国民健康保険団体連合会負担金	220

節 の 明 細

項 目		金額 (千円) 等
2目 運営協議会費		
報酬	国民健康保険運営協議会委員	11人
7項 共同事業拠出金		
1目 共同事業拠出金		
負担金、補助及び交付金	特別高額医療費共同事業拠出金	37,285
8項 保健事業費		
1目 保健事業費		
報酬	非常勤職員	1人
負担金、補助及び交付金	健康づくり鳥取モデル事業 (地域住民向け) 補助金	2,000
9項 基金積立金		
1目 基金積立金		
積立金	財政安定化基金積立金	404

条例名等	<p>学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について(子育て王国とっとり条例の一部改正について)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 学校教育法等の一部が改正され、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が新たな学校の種類として規定されたことに伴い、子育て王国とっとり条例について所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 子育て支援等に関する施策の対象施設区分に「義務教育学校」を加える。</p> <p>3 施行期日 公布日とする。</p>

<p>条 例 名 等</p>	<p>学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について(災害遺児手当助成条例の一部改正について)</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 学校教育法等の一部が改正され、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が新たな学校の種類として規定されたことに伴い、災害遺児手当助成条例について所要の改正を行う。</p> <p>2 概 要 災害遺児に関する定義を定めた規定中、「義務教育学校の後期課程」を加える。</p> <p>3 施行期日 公布日とする。</p>

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(子育て王国とっとり条例の一部改正)

第5条 子育て王国とっとり条例(平成26年鳥取県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表(第10条関係)		別表(第10条関係)	
区分	施策の主な内容	区分	施策の主な内容
略		略	
安心に満ちた子育てと豊かな子どもの学びを支援する施策	1～3 略 4 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u> 、高等学校、特別支援学校及び児童発達支援又は医療型児童発達支援を提供している施設(以下「保育所等」という。)において、発達段階に応じた基本的な知識及び技能を習得させ、それらを活用できる思考力、判断力、表現力等を育成する取組を充実させること。 5～9 略	安心に満ちた子育てと豊かな子どもの学びを支援する施策	1～3 略 4 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び児童発達支援又は医療型児童発達支援を提供している施設(以下「保育所等」という。)において、発達段階に応じた基本的な知識及び技能を習得させ、それらを活用できる思考力、判断力、表現力等を育成する取組を充実させること。 5～9 略
略		略	

(災害遺児手当助成条例の一部改正)

第6条 災害遺児手当助成条例(昭和47年鳥取県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において「災害遺児」とは、義務教育終了前の児童(15歳に達した日の属する学年の末日以前の児童をいい、同日以後引き続いて中学校、 <u>義務教育学校の後期課程</u> 又は特別支援学校の中学部に在学する児童を含む。)で県内に住所を有するもののうち、その養育者(児童を監護し、かつ、その生計を維持し、又は同じくする者で、規則で定めるものをいう。)が天災又は交通事故、海難その他の事故(以下「災害」という。)により死亡し、又は障害の状態(児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)別表第2に定める程度の障害の状態をいう。以下同じ。)となったもの(夫(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))が災害により死亡し、又は障害の状態	(定義) 第2条 この条例において「災害遺児」とは、義務教育終了前の児童(15歳に達した日の属する学年の末日以前の児童をいい、同日以後引き続いて中学校又は特別支援学校の中学部に在学する児童を含む。)で県内に住所を有するもののうち、その養育者(児童を監護し、かつ、その生計を維持し、又は同じくする者で、規則で定めるものをいう。)が天災又は交通事故、海難その他の事故(以下「災害」という。)により死亡し、又は障害の状態(児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)別表第2に定める程度の障害の状態をいう。以下同じ。)となったもの(夫(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))が災害により死亡し、又は障害の状態となった当時胎児であつ

となった当時胎児であった子が生まれた場合における当該子を含む。)をいう。	た子が生まれた場合における当該子を含む。)をいう。
--------------------------------------	---------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

<p>条例名等</p>	<p>鳥取県基金条例の一部改正について</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 鳥取県地域医療再生基金の設置目的に定める事業が完了したことに伴い、 所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 鳥取県地域医療再生基金は、廃止する。 (2) 施行期日は、平成30年4月1日とする。</p>

<p>条例名等</p>	<p>鳥取県基金条例の一部改正について</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 鳥取県国民健康保険広域化等支援基金の設置目的に定める事業が完了したことに伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 鳥取県国民健康保険広域化等支援基金は、廃止する。 (2) 施行期日等 ア 施行期日は、公布日とするイに関する事項を除き、平成30年3月31日とする。 イ 所要の経過措置を講ずる。 ウ 鳥取県国民健康保険条例について、所要の規定の整備を行う。</p>

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後					改正前				
<p>(設置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第116条第1項の規定に基づき、別表第3の2の項の第2欄に掲げる目的に資するため、同項の第1欄に掲げる基金を設置する。</p> <p>5 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）附則第6条第1項の規定に基づき、別表第3の3の項の第2欄に掲げる目的に資するため、同項の第1欄に掲げる基金を設置する。</p>					<p>(設置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第68条の3の規定に基づき、別表第3の2の項の第2欄に掲げる目的に資するため、同項の第1欄に掲げる基金を設置する。</u></p> <p>5 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第116条第1項の規定に基づき、別表第3の3の項の第2欄に掲げる目的に資するため、同項の第1欄に掲げる基金を設置する。</p> <p>6 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）附則第6条第1項の規定に基づき、別表第3の4の項の第2欄に掲げる目的に資するため、同項の第1欄に掲げる基金を設置する。</p>				
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立て	運用益の整理は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益の整理は処理	処分事由
略					略				
18 鳥取県緑の産業再生プロジェクト	間伐等の森林整備の加速と間伐材等の森林資源を活用した森林・木材産業等の再生を	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に上りて当該基金に立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる時。	18 鳥取県緑の産業再生プロジェクト	間伐等の森林整備の加速と間伐材等の森林資源を活用した森林・木材産業等の再生を	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に上りて当該基金に立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる時。

<p>エクト基金</p>	<p>図り、もつて地球温暖化防止に向けた森林吸収目標の達成と木材・木質バイオマスを活用した炭素の削減による社会実現資すること。</p>			
19	略			
20	略			
21	略			
22	略			
23	略			
24	略			
25	略			
<p>エクト基金</p>	<p>図り、もつて地球温暖化防止に向けた森林吸収目標の達成と木材・木質バイオマスを活用した炭素の削減による社会実現資すること。</p>			
19	<p>鳥取県地域医療再生基金</p>	<p>一般会計歳出に算入する</p>	<p>一般会計歳入に算入する</p>	<p>当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てること。</p>
20	略			
21	略			
22	略			
23	略			
24	略			
25	略			
26	略			

26 略

別表第3 (第2条、第3条、第5条、第7条関係)

名称	設置目的	積立て等	運用益の理は	金整又処	処分事由
1 鳥取県介護保険財政安定化基金	市町の介護保険の安定化に資する事業に必要となること。	(1) 介護保険法第147条第5項及び介護保険の庫担の定にす政(平成10政第413号)第12の定基き、般計入出算定る	一般計入出算計し当基に立	一歳歳予に上て該金積て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。

27 略

別表第3 (第2条、第3条、第5条、第7条関係)

名称	設置目的	積立て等	運用益の理は	金整又処	処分事由
1 鳥取県介護保険財政安定化基金	市町の介護保険の安定化に資する事業に必要となること。	(1) 介護保険法第147条第5項及び介護保険の庫担の定にす政(平成10政第413号)第12の定基き、般計入出算定る	一般計入出算計し当基に立	一歳歳予に上て該金積て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。

	<p>(2) 介保の庫担の定にす政第条1第号条でめ割は、画間介保法147第項1に定る画間い)おる法147第項規す 護險国負金算等関る令12第項1の例定る合計期(護險第条2第号規す計期をう)にけ同第条7に定</p>			<p>(2) 介保の庫担の定にす政第条1第号条でめ割は、画間介保法147第項1に定る画間い)おる法147第項規す 護險国負金算等関る令12第項1の例定る合計期(護險第条2第号規す計期をう)にけ同第条7に定</p>	
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

				<p>収入見額の分1相対額を令第12条第1項1に定める道県標準給費総額でし得率とする。</p>
				<p>収入見額の分1相対額を令第12条第1項1に定める道県標準給費総額でし得率とする。</p>
2	鳥取県国民健康保険広域化等支	国民健康保険の運営又は国民健康保険の推進に	一般会計歳出に算入する	<p>当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる時。</p> <p>一般会計歳入に算入し当該基金に立</p>

					援 基 金 の 支 援 の 方 針 の 作 成、 当 該 方 針 に 定 め る 施 策 の 実 施、 施 他 国 民 健 康 保 險 事 業 の 運 営 の 広 域 化 又 は 健 康 保 險 の 財 政 の 安 定 化 に 資 す る に 必 要 な 費 用 を 充 て る こ と。		
2 略				3 略			
3 略				4 略			

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 30 年 3 月 31 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 別表第 1 の改正規定 平成 30 年 4 月 1 日

(鳥取県国民健康保険広域化等支援基金の処分の特例)

2 鳥取県国民健康保険広域化等支援基金は、その原資となっている国から交付された補助金を国に返還するために必要な経費の財源に充てる等のため、これを処分することができる。

(鳥取県国民健康保険条例の一部改正)

3 鳥取県国民健康保険条例（平成 29 年鳥取県条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 項の表を次のように改める。

改正後	改正前
(設置) 第 2 条 略	(設置) 第 2 条 略

2～4 略

5 国民健康保険法第 81 条の 2 第 1 項の規定に基づき、別表第 3 の 3 の項の第 2 欄に掲げる目的に資するため、同項の第 1 欄に掲げる基金を設置する。

別表第 3 (第 2 条、第 3 条、第 5 条、第 7 条関係)

名称	設置目的	積立て等	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
3	鳥取県国民健康保険の財政安定化基金	鳥取県国民健康保険運営事業特別会計歳入歳出予算(鳥取県特別会計条例第 2 条の規定により設置される鳥取県国民健康保険運営事業特別会計に係る歳入歳出予算をいう。以下同じ。)に定める額	鳥取県国民健康保険運営事業特別会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。

2～4 略

5 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 31 号)附則第 6 条第 1 項の規定に基づき、別表第 3 の 3 の項の第 2 欄に掲げる目的に資するため、同項の第 1 欄に掲げる基金を設置する。

別表第 3 (第 2 条、第 3 条、第 5 条、第 7 条関係)

名称	設置目的	積立て等	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
3	鳥取県国民健康保険の財政安定化基金	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。

条 例 名 等	鳥取県附属機関条例の一部改正について										
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 県行政について調査審議を行う附属機関について、運営方法の効率化を図ることに伴い廃止する。</p> <p>2 概 要</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">廃止する機関の名称</th> <th style="width: 50%;">調査審議する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県老人ホーム入所調整委員会</td> <td>老人福祉法（昭和38年法律第133号）第6条の2の規定による福祉の措置の調整に関する事項等</td> </tr> </tbody> </table> <p><今後の運営方法> 鳥取県老人ホーム入所調整委員会については委員の重複など有識者等人材の有効活用の観点から、鳥取県社会福祉審議会にて調査審議を行うこととする。</p> <p>3 施行期日 平成30年4月1日</p> <p><附属機関の見直しの概要></p> <p>県が設置する附属機関の適正な管理を図るため、全ての機関の運用状況を点検すると共に、事務の簡素効率化及び有識者等人材の有効活用の観点から、下記のとおり全庁的な見直しを実施。</p> <p>(1) 運営方法の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県行政の参考とするため有識者等から意見聴取等を行うにあたり、固定的な意見集約組織である附属機関の運用ではなく、必要に応じ、有識者等個人に対してより柔軟かつ機動的に依頼を行う方式が望ましいものについて、運営方法を改めた。 <p>(2) 定型的な機関等の包括規定化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次の定型的な審査会については条例に包括的な規定を設け、個別機関の設置事務を省略することにより事務の簡素効率化を行った。 <table border="1" style="margin-left: 20px; width: 80%;"> <tr> <td style="padding: 2px;"> ・補助金等の採択審査等を行うもの </td> <td style="padding: 2px;"> ・公募等による随意契約の相手方の選定等を行うもの </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 2px;"> ・県が行う表彰、認定等の審査選考等を行うもの </td> </tr> </table> ・同一の趣旨目的により、組織別に設置されている次の機関については、包括的に規定するものとした。 <table border="1" style="margin-left: 20px; width: 80%;"> <tr> <td style="padding: 2px;"> ・県機関の外部評価を行うもの </td> <td style="padding: 2px;"> ・指定管理候補者の審査及び施設の運営評価を行うもの </td> </tr> </table> <p>(3) 機関の整理・統廃合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役割を終えた機関等を廃止すると共に、設置目的や所掌事務等の関連性が高い機関を統合し、一体的な運用を行うものとした。 	廃止する機関の名称	調査審議する事項	鳥取県老人ホーム入所調整委員会	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第6条の2の規定による福祉の措置の調整に関する事項等	・補助金等の採択審査等を行うもの	・公募等による随意契約の相手方の選定等を行うもの	・県が行う表彰、認定等の審査選考等を行うもの		・県機関の外部評価を行うもの	・指定管理候補者の審査及び施設の運営評価を行うもの
廃止する機関の名称	調査審議する事項										
鳥取県老人ホーム入所調整委員会	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第6条の2の規定による福祉の措置の調整に関する事項等										
・補助金等の採択審査等を行うもの	・公募等による随意契約の相手方の選定等を行うもの										
・県が行う表彰、認定等の審査選考等を行うもの											
・県機関の外部評価を行うもの	・指定管理候補者の審査及び施設の運営評価を行うもの										

条 例 名 等	鳥取県附属機関条例の一部改正について							
提 出 理 由	1 提出理由 県行政について調査審議を行う附属機関について、その役割を終了したため廃止する。							
概 要	2 概 要 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center;">廃止する機関の名称</th> <th style="text-align: center;">調査審議する事項</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">とっとり型の保育のあり方研究会</td> <td style="text-align: center;">保育・幼児教育のあり方に関する事項</td> </tr> </table>		廃止する機関の名称	調査審議する事項	とっとり型の保育のあり方研究会	保育・幼児教育のあり方に関する事項		
廃止する機関の名称	調査審議する事項							
とっとり型の保育のあり方研究会	保育・幼児教育のあり方に関する事項							
概 要	3 施行期日 平成30年4月1日							
概 要	由 <附属機関の見直しの概要> <p>県が設置する附属機関の適正な管理を図るため、全ての機関の運用状況を点検すると共に、事務の簡素効率化及び有識者等人材の有効活用の観点から、下記のとおり全庁的な見直しを実施。</p> <p>(1) 運営方法の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県行政の参考とするため有識者等から意見聴取等を行うにあたり、固定的な意見集約組織である附属機関の運用ではなく、必要に応じ、有識者等個人に対してより柔軟かつ機動的に依頼を行う方式が望ましいものについて、運営方法を改めた。 <p>(2) 定型的な機関等の包括規定化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次の定型的な審査会については条例に包括的な規定を設け、個別機関の設置事務を省略することにより事務の簡素効率化を行った。 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;"> ・補助金等の採択審査等を行うもの </td> <td style="padding: 0 5px;">・公募等による随意契約の相手方の選定等を行うもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> ・県が行う表彰、認定等の審査選考等を行うもの </td> </tr> </table> ・同一の趣旨目的により、組織別に設置されている次の機関については、包括的に規定するものとした。 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;"> ・県機関の外部評価を行うもの </td> <td style="padding: 0 5px;">・指定管理候補者の審査及び施設の運営評価を行うもの</td> </tr> </table> <p>(3) 機関の整理・統廃合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役割を終えた機関等を廃止すると共に、設置目的や所掌事務等の関連性が高い機関を統合し、一体的な運用を行うものとした。 		・補助金等の採択審査等を行うもの	・公募等による随意契約の相手方の選定等を行うもの	・県が行う表彰、認定等の審査選考等を行うもの		・県機関の外部評価を行うもの	・指定管理候補者の審査及び施設の運営評価を行うもの
・補助金等の採択審査等を行うもの	・公募等による随意契約の相手方の選定等を行うもの							
・県が行う表彰、認定等の審査選考等を行うもの								
・県機関の外部評価を行うもの	・指定管理候補者の審査及び施設の運営評価を行うもの							

条 例 名 等	鳥取県附属機関条例の一部改正について										
提 出 理 由 及 び 概 要	1 提出理由 県行政について調査審議を行う附属機関について、運営方法の効率化を図ることに伴い廃止する。 2 概 要 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center;">廃止する機関の名称</th> <th style="text-align: center;">調査審議する事項</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県母子保健対策協議会</td> <td style="text-align: center;">県及び市町村が行う母子保健事業についての評価等に関する事項</td> </tr> </table> <今後の運営方法> 鳥取県健康対策協議会母子保健対策専門委員会と一体的に、県及び市町村が行なう母子保健事業を推進する。 3 施行期日 平成30年4月1日 <附属機関の見直しの概要> 県が設置する附属機関の適正な管理を図るため、全ての機関の運用状況を点検すると共に、事務の簡素効率化及び有識者等人材の有効活用の観点から、下記のとおり全庁的な見直しを実施。 (1) 運営方法の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・県行政の参考とするため有識者等から意見聴取等を行うにあたり、固定的な意見集約組織である附属機関の運用ではなく、必要に応じ、有識者等個人に対してより柔軟かつ機動的に依頼を行う方式が望ましいものについて、運営方法を改めた。 (2) 定型的な機関等の包括規定化 <ul style="list-style-type: none"> ・次の定型的な審査会については条例に包括的な規定を設け、個別機関の設置事務を省略することにより事務の簡素効率化を行った。 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;"> ・補助金等の採択審査等を行うもの </td> <td style="padding: 0 5px;">・公募等による随意契約の相手方の選定等を行うもの</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;"> ・県が行う表彰、認定等の審査選考等を行うもの </td> <td></td> </tr> </table> ・同一の趣旨目的により、組織別に設置されている次の機関については、包括的に規定するものとした。 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;"> ・県機関の外部評価を行うもの </td> <td style="padding: 0 5px;">・指定管理候補者の審査及び施設の運営評価を行うもの</td> </tr> </table> (3) 機関の整理・統廃合 <ul style="list-style-type: none"> ・役割を終えた機関等を廃止すると共に、設置目的や所掌事務等の関連性が高い機関を統合し、一体的な運用を行うものとした。 	廃止する機関の名称	調査審議する事項	鳥取県母子保健対策協議会	県及び市町村が行う母子保健事業についての評価等に関する事項	・補助金等の採択審査等を行うもの	・公募等による随意契約の相手方の選定等を行うもの	・県が行う表彰、認定等の審査選考等を行うもの		・県機関の外部評価を行うもの	・指定管理候補者の審査及び施設の運営評価を行うもの
廃止する機関の名称	調査審議する事項										
鳥取県母子保健対策協議会	県及び市町村が行う母子保健事業についての評価等に関する事項										
・補助金等の採択審査等を行うもの	・公募等による随意契約の相手方の選定等を行うもの										
・県が行う表彰、認定等の審査選考等を行うもの											
・県機関の外部評価を行うもの	・指定管理候補者の審査及び施設の運営評価を行うもの										

条 例 名 等	鳥取県附属機関条例の一部改正について																				
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 鳥取県附属機関条例に規定する附属機関のうち、所掌事務の関連性が高い複数の機関を統合する。</p> <p>2 概 要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">改正後</th> <th colspan="2">改正前</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>調査審議する事項</th> <th>名称</th> <th>調査審議する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">鳥取県青少年問題協議会</td> <td rowspan="2">鳥取県青少年問題協議会設置条例(昭和28年鳥取県条例第46号)第2条に規定する事項</td> <td>鳥取県青少年問題協議会</td> <td>鳥取県青少年問題協議会設置条例(昭和28年鳥取県条例第46号)第2条に規定する事項</td> </tr> <tr> <td>鳥取県有害図書類指定審査会</td> <td>青少年に有害な図書類等の指定に関する事項</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日 平成30年4月1日</p> <p><附属機関の見直しの概要></p> <p>県が設置する附属機関の適正な管理を図るため、全ての機関の運用状況を点検すると共に、事務の簡素効率化及び有識者等人材の有効活用の観点から、下記のとおり全庁的な見直しを実施。</p> <p>(1) 運営方法の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県行政の参考とするため有識者等から意見聴取等を行うにあたり、固定的な意見集約組織である附属機関の運用ではなく、必要に応じ、有識者等個人に対してより柔軟かつ機動的に依頼を行う方式が望ましいものについて、運営方法を改めた。 <p>(2) 定型的な機関等の包括規定化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次の定型的な審査会については条例に包括的な規定を設け、個別機関の設置事務を省略することにより事務の簡素効率化を行った。 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;"> ・補助金等の採択審査等を行うもの </td> <td style="padding: 0 5px;">・公募等による随意契約の相手方の選定等を行うもの</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;"> ・県が行う表彰、認定等の審査選考等を行うもの </td> <td></td> </tr> </table> ・同一の趣旨目的により、組織別に設置されている次の機関については、包括的に規定するものとした。 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;"> ・県機関の外部評価を行うもの </td> <td style="padding: 0 5px;">・指定管理候補者の審査及び施設の運営評価を行うもの</td> </tr> </table> <p>(3) 機関の整理・統廃合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役割を終えた機関等を廃止すると共に、設置目的や所掌事務等の関連性が高い機関を統合し、一体的な運用を行うものとした。 	改正後		改正前		名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項	鳥取県青少年問題協議会	鳥取県青少年問題協議会設置条例(昭和28年鳥取県条例第46号)第2条に規定する事項	鳥取県青少年問題協議会	鳥取県青少年問題協議会設置条例(昭和28年鳥取県条例第46号)第2条に規定する事項	鳥取県有害図書類指定審査会	青少年に有害な図書類等の指定に関する事項	・補助金等の採択審査等を行うもの	・公募等による随意契約の相手方の選定等を行うもの	・県が行う表彰、認定等の審査選考等を行うもの		・県機関の外部評価を行うもの	・指定管理候補者の審査及び施設の運営評価を行うもの
改正後		改正前																			
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項																		
鳥取県青少年問題協議会	鳥取県青少年問題協議会設置条例(昭和28年鳥取県条例第46号)第2条に規定する事項	鳥取県青少年問題協議会	鳥取県青少年問題協議会設置条例(昭和28年鳥取県条例第46号)第2条に規定する事項																		
		鳥取県有害図書類指定審査会	青少年に有害な図書類等の指定に関する事項																		
・補助金等の採択審査等を行うもの	・公募等による随意契約の相手方の選定等を行うもの																				
・県が行う表彰、認定等の審査選考等を行うもの																					
・県機関の外部評価を行うもの	・指定管理候補者の審査及び施設の運営評価を行うもの																				

条 例 名 等	鳥取県附属機関条例の一部改正について																
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 鳥取県附属機関条例に規定する附属機関のうち、所掌事務の関連性が高い複数の機関を統合する。</p> <p>2 概 要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">改正後</th> <th colspan="2">改正前</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>調査審議する事項</th> <th>名称</th> <th>調査審議する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県がん対策推進県民会議</td> <td>鳥取県がん対策推進条例（平成22年鳥取県条例第43号）第8条から第14条までの規定によるがん対策に関する事項</td> <td>鳥取県がん対策推進県民会議</td> <td>鳥取県がん対策推進条例（平成22年鳥取県条例第43号）第8条から第14条までの規定によるがん対策に関する事項</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>鳥取県がん対策推進会議</td> <td>地域に密着した医療及び検診体制、受診率の向上その他の地域の特性に応じたがん対策の推進に関する事項</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日 平成30年4月1日</p> <p><附属機関の見直しの概要></p> <p>県が設置する附属機関の適正な管理を図るため、全ての機関の運用状況を点検すると共に、事務の簡素効率化及び有識者等人材の有効活用の観点から、下記のとおり全庁的な見直しを実施。</p> <p>(1) 運営方法の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県行政の参考とするため有識者等から意見聴取等を行うにあたり、固定的な意見集約組織である附属機関の運用ではなく、必要に応じ、有識者等個人に対してより柔軟かつ機動的に依頼を行う方式が望ましいものについて、運営方法を改めた。 <p>(2) 定型的な機関等の包括規定化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次の定型的な審査会については条例に包括的な規定を設け、個別機関の設置事務を省略することにより事務の簡素効率化を行った。 <ul style="list-style-type: none"> 〔・補助金等の採択審査等を行うもの ・公募等による随意契約の相手方の選定等を行うもの〕 〔・県が行う表彰、認定等の審査選考等を行うもの〕 ・同一の趣旨目的により、各所属単位で設置されている次の機関については、包括的に規定するものとした。 <ul style="list-style-type: none"> 〔・県機関の外部評価を行うもの ・指定管理候補者の審査及び施設の運営評価を行うもの〕 <p>(3) 機関の整理・統廃合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役割を終えた機関等を廃止すると共に、設置目的や所掌事務等の関連性が高い機関を統合し、一体的な運用を行うものとした。 	改正後		改正前		名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項	鳥取県がん対策推進県民会議	鳥取県がん対策推進条例（平成22年鳥取県条例第43号）第8条から第14条までの規定によるがん対策に関する事項	鳥取県がん対策推進県民会議	鳥取県がん対策推進条例（平成22年鳥取県条例第43号）第8条から第14条までの規定によるがん対策に関する事項			鳥取県がん対策推進会議	地域に密着した医療及び検診体制、受診率の向上その他の地域の特性に応じたがん対策の推進に関する事項
改正後		改正前															
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項														
鳥取県がん対策推進県民会議	鳥取県がん対策推進条例（平成22年鳥取県条例第43号）第8条から第14条までの規定によるがん対策に関する事項	鳥取県がん対策推進県民会議	鳥取県がん対策推進条例（平成22年鳥取県条例第43号）第8条から第14条までの規定によるがん対策に関する事項														
		鳥取県がん対策推進会議	地域に密着した医療及び検診体制、受診率の向上その他の地域の特性に応じたがん対策の推進に関する事項														

鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
子育て王国とっとり 会議	略 (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条に規定する事項	子育て王国とっとり 会議	略 (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条に規定する事項
		とっとり型の保育のあり方研究会	保育・幼児教育のあり方に関する事項
略		略	
鳥取県小児慢性特定 疾病審査会	略 (2) 長期にわたり療養を必要とする疾病であつて、療養のために多額の費用を要するものにかかっている満20歳未満の者に対する医療費の助成に関する事項	鳥取県小児慢性特定 疾病審査会	略 (2) 長期にわたり療養を必要とする疾病であつて、療養のために多額の費用を要するものにかかっている満20歳未満の者に対する医療費の助成に関する事項
鳥取県母子保健対策 協議会	鳥取県母子保健対策協議会設置条例（昭和28年鳥取県条例第46号）第2条に規定する事項	鳥取県母子保健対策 協議会	県及び市町村が行う母子保健事業についての評価等に関する事項
鳥取県青少年問題協 議会	鳥取県青少年問題協議会設置条例（昭和28年鳥取県条例第46号）第2条に規定する事項	鳥取県青少年問題協 議会	鳥取県青少年問題協議会設置条例（昭和28年鳥取県条例第46号）第2条に規定する事項
略		鳥取県有害図書類指 定審査会	青少年に有害な図書類等の指定に関する事項
略		略	
鳥取県西部感染症診 査協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第24条第3項各号に掲げる事項	鳥取県西部感染症診 査協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第24条第3項各号に掲げる事項
		鳥取県がん対策推進 会議	地域に密着した医療及び検診体制、受診率の向上その他の地域の特性に応じたが

鳥取県歯科保健推進協議会	歯科保健関係者の人材育成等の歯科保健衛生の推進に関する事項	鳥取県歯科保健推進協議会	歯科保健関係者の人材育成等の歯科保健衛生の推進に関する事項
略		鳥取県老人ホーム入所調整委員会	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第6条の2の規定による老人福祉に関する実情の把握及び福祉の措置の調整に関する事項
略		略	
別表第2（第2条関係）		別表第2（第2条関係）	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に次の表の右欄に掲げる改正前の鳥取県附属機関条例別表第1の左欄又は別表第2の左欄に掲げる附属機関の委員に任命されている者は、次の表の左欄に掲げる改正後の鳥取県附属機関条例別表第1の左欄又は別表第2の左欄に掲げる附属機関の委員に任命されたものとみなす。

鳥取県青少年問題協議会	鳥取県有害図書類指定審査会
鳥取県がん対策推進県民会議	鳥取県がん対策推進会議

- 3 この条例の施行の際現に鳥取県附属機関条例第2条第3項の規定により設置されている附属機関については、改正後の鳥取県附属機関条例別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

条 例 名 等	鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について				
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 介護保険法の一部が改正され、同法の規定に基づく県の権限に属する事務が市長村の権限に属する事務とされたことに伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概 要 (1) 居宅介護支援事業者の指定に係る事務等について、南部箕蚊屋広域連合への移譲項目から削除する。 (2) 施行期日等 ア 施行期日は、平成30年4月1日とする。 イ 所要の経過措置を講ずる。</p> <p>(参 考)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事務の概要</th> <th style="text-align: center;">関係市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定居宅介護支援事業者の指定 ・ 指定居宅介護支援事業者の指定の更新 ・ 指定居宅介護支援事業者の事業所の名称変更等の届出の受理 ・ 指定居宅介護支援事業者に対する報告等の命令及び立入検査 等 </td> <td> 南部箕蚊屋広域連合 ※南部町、伯耆町、日吉津村に係る介護保険事務を共同処理している。 </td> </tr> </tbody> </table>	事務の概要	関係市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定居宅介護支援事業者の指定 ・ 指定居宅介護支援事業者の指定の更新 ・ 指定居宅介護支援事業者の事業所の名称変更等の届出の受理 ・ 指定居宅介護支援事業者に対する報告等の命令及び立入検査 等 	南部箕蚊屋広域連合 ※南部町、伯耆町、日吉津村に係る介護保険事務を共同処理している。
事務の概要	関係市町村				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定居宅介護支援事業者の指定 ・ 指定居宅介護支援事業者の指定の更新 ・ 指定居宅介護支援事業者の事業所の名称変更等の届出の受理 ・ 指定居宅介護支援事業者に対する報告等の命令及び立入検査 等 	南部箕蚊屋広域連合 ※南部町、伯耆町、日吉津村に係る介護保険事務を共同処理している。				

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務	市町村等	事務	市町村等
略		略	
8 介護保険法に基づく事務のうち、次に掲げるもの（同法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）、第74条第1項及び第2項、第115条の2第2項第1号（同法第115条の11において準用する同法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）並びに第115条の4第1項及び第2項の条例を定める事務を除く。）	南部箕蚊 屋広域連 合	8 介護保険法に基づく事務のうち、次に掲げるもの（同法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）、第74条第1項及び第2項、 <u>第79条第2項第1号（同法第79条の2第4項において準用する場合を含む。）、</u> 第81条第1項及び第2項、第115条の2第2項第1号（同法第115条の11において準用する同法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）並びに第115条の4第1項及び第2項の条例を定める事務を除く。）	南部箕蚊 屋広域連 合
(1)～(3) 略		(1)～(3) 略	
(4) 略		(4) <u>第46条第1項の規定による指定</u> 居宅介護支援事業者の指定	
(5) 略		(5) 略	
(6) 略		(6) 略	
(7) 略		(7) 略	
(8) 略		(8) 略	
(9) 略		(9) 略	
(10) 略		(10) 略	
(11) 略		(11) 略	
(12) 略		(12) 略	
(13) 略		(13) 略	
(14) 略		(14) 略	
(15) 略		(15) 略	
		(16) 略	
		(17) <u>第79条の2第1項の規定による</u> 指定の更新	
		(18) <u>第82条第1項の規定による指定</u> 居宅介護支援事業者の事業所の名称 等の変更及び事業の再開の届出並び に同条第2項の規定による事業の廃 止等の届出の受理	

- (16) 略
- (17) 略
- (18) 略
- (19) 略
- (20) 略
- (21) 略
- (22) 略
- (23) 略
- (24) 略
- (25) 略
- (26) 略
- (27) 略
- (28) 略
- (29) 略
- (30) 略
- (31) 略
- (32) 略
- (33) 略
- (34) 略
- (35) 略
- (36) 略

略

- (19) 第82条の2第1項の規定による
連絡調整又は援助
- (20) 第83条第1項の規定による指定
居宅介護支援事業者等に対する報告
等の命令及び立入検査
- (21) 第83条の2第1項の規定による
指定居宅介護支援事業者に対する勸
告
- (22) 第83条の2第2項の規定による
公表
- (23) 第83条の2第3項の規定による
指定居宅介護支援事業者に対する命
令
- (24) 第83条の2第4項の規定による
公示
- (25) 第83条の2第5項の規定による
通知の受理
- (26) 第84条第1項の規定による指定
居宅介護支援事業者の指定の取消し
及び効力の停止
- (27) 第85条の規定による公示
- (28) 略
- (29) 略
- (30) 略
- (31) 略
- (32) 略
- (33) 略
- (34) 略
- (35) 略
- (36) 略
- (37) 略
- (38) 略
- (39) 略
- (40) 略
- (41) 略
- (42) 略
- (43) 略
- (44) 略
- (45) 略
- (46) 略
- (47) 略
- (48) 略

略

附 則

(施行期日)

1. この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に知事又はその委任を受けた者が行った移譲事務は、新条例第2条の規定により事務を処理する市町の行った移譲事務とみなす。

条例名等	鳥取県介護保険施設に関する条例等の一部改正について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 介護保険法の一部が改正され、新たな介護保険施設として介護医療院が創設されたこと等に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 鳥取県介護保険施設に関する条例の一部改正 ア 療養室の定員は4人以下とし、入所者1人当たりの床面積は8平方メートル以上とすること、身体的拘束等を行わないこと等の介護医療院の従業者、設備及び運営等の基準を定める。 イ 療養病床等の介護老人保健施設への転換に関する経過措置を平成36年3月31日(現行平成30年3月31日)まで延長する。 ウ その他所要の規定の整備を行う。 (2) 鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例の一部改正 ア 訪問リハビリテーション等を行うことができる施設に、介護医療院を加える。 イ その他所要の規定の整備を行う。 (3) 鳥取県指定介護療養型医療施設に関する条例の一部改正 条例の失効期日は、平成36年3月31日(現行平成30年3月31日)とする。 (4) 鳥取県医療法施行条例の一部改正 ア 病院の開設の許可等に係る地域の既存の病床数の算定に当たっては、平成36年3月31日までの間、介護老人保健施設及び介護医療院の入所定員数を既存の療養病床の病床数とみなすこととする。 イ 特定介護療養型医療施設及び特定病院の看護師等の員数の特例の適用期間を平成36年3月31日(現行平成30年3月31日)まで延長する。 (5) 施行期日等 ア 施行期日は、公布日とする。(1)イ、(3)及び(4)イに関する事項を除き、平成30年4月1日とする。 イ 所要の経過措置を講ずる。</p>

鳥取県介護保険施設に関する条例等の一部を改正する条例

(鳥取県介護保険施設に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県介護保険施設に関する条例(平成24年鳥取県条例第77号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第86条第1項、第88条第1項及び第2項、<u>第97条第1項から第3項まで並びに第111条第1項から第3項までの規定に基づき、介護保険施設の従業者、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</u></p> <p>(介護老人保健施設の基準)</p> <p>第6条 略</p> <p>(介護医療院の基本方針)</p> <p>第7条 <u>介護医療院の基本方針は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>長期にわたり療養が必要である入所者に対し、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って、施設サービス計画に基づき介護医療院サービスを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。</u></p> <p>(2) <u>明るく家庭的な雰囲気、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行うとともに、市町村、居宅介護支援事業を行う者、居宅サービス事業を行う者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</u></p> <p>(3) <u>提供するサービスについての評価の結果、法第114条第1項の規定による助言等を踏まえ、その向上を図るよう努めなければならない。</u></p> <p>2. <u>施設の全部が第3条第2項各号に掲げる要件に該当すると知事に申し出た介護医療院(以下「ユニット型介護医療院」という。)の基本方針は、前項に定めるもののほか、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるようにすることを旨とする。</u></p> <p>(介護医療院の基準)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第86条第1項、第88条第1項及び第2項<u>並びに第97条第1項から第3項までの規定に基づき、介護保険施設の従業者、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</u></p> <p>(介護老人保健施設の基準)</p> <p>第6条 略</p>

第8条 介護医療院の従業者、設備及び運営に関する基準は、別表第3のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、介護医療院の従業者、設備及び運営に関する基準は、介護医療院の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

附 則

第1条・第2条 略

(介護老人保健施設に関する経過措置)

第3条 略

2 病院又は診療所の開設者が病床を減少して開設する介護老人保健施設の当該開設時の建物については、平成36年3月31日までに病院又は診療所の病床を減少させることその他の規則で定める要件を満たす場合に限り、別表第2設備の項第1号の規定は、適用しない。

3 病院又は診療所の開設者が病床を減少して開設する介護老人保健施設については、平成36年3月31日までに病院又は診療所の病床を減少させることその他の規則で定める要件を満たす場合に限り、併設される病院又は診療所の施設を利用することができる認められるときは、別表第2設備の項第2号(2)の規定は、適用しない。

4 病院又は診療所の開設者が病床を減少して開設する介護老人保健施設の当該開設時の療養室については、平成36年3月31日までに病院又は診療所の病床を減少させることその他の規則で定める要件を満たす場合に限り、別表第2設備の項第3号(2)の規定は、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間、適用しない。この場合において、療養室の床面積は、入所者1人当たり6.4平方メートル以上でなければならない。

(介護医療院に関する経過措置)

第4条 病院又は診療所の開設者が病床を減少して開設する介護医療院の当該開設時の建物については、平成36年3月31日までに病院又は診療所の病床を減少させることその他の規則で定める要件を満たす場合に限り、別表第3設備の項第1号の規定は、適用しない。

2 病院又は診療所の開設者が病床を減少して開設する介護医療院(ユニット型介護医療院を除く。)の当該開設時の療養室については、平成36年3月31日までに病院又は診療所の病床を減少させることその

附 則

第1条・第2条 略

(介護老人保健施設に関する経過措置)

第3条 略

2 病院又は診療所の開設者が病床を減少して開設する介護老人保健施設については、工事が平成30年3月31日までに完成することその他の規則で定める要件を満たす場合に限り、別表第2設備の項第1号、第2号(2)及び第3号(2)の規定は、適用しない。この場合において、療養室の床面積は、入所者1人当たり6.4平方メートル以上でなければならない。

他の規則で定める要件を満たす場合に限り、別表第3設備の項第3号(2)の規定は、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間、適用しない。この場合において、療養室の床面積は、入居者1人当たり6.4平方メートル以上でなければならない。

3 平成30年3月31日までに病院又は診療所の病床を減少して開設した介護老人保健施設の全部又は一部を廃止して開設する介護医療院の当該開設時の建物については、平成36年3月31日までに当該介護老人保健施設の全部又は一部を廃止することその他の規則で定める要件を満たす場合に限り、別表第3設備の項第1号の規定は、適用しない。

4 平成30年3月31日までに病院又は診療所の病床を減少して開設した介護老人保健施設の全部又は一部を廃止して開設する介護医療院（ユニット型介護医療院を除く。）の当該開設時の療養室については、平成36年3月31日までに当該介護老人保健施設の全部又は一部を廃止することその他の規則で定める要件を満たす場合に限り、別表第3設備の項第3号(2)の規定は、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間、適用しない。この場合において、療養室の床面積は、入所者1人当たり6.4平方メートル以上でなければならない。

別表第1（第4条関係）

区分	基準
略	
入所	1 略 2 入所申込者が入院を必要とする場合その他の入所申込者に対し適切なサービスを提供することが困難な場合は、医療機関、 <u>介護老人保健施設又は介護医療院</u> の紹介その他の適切な措置を講ずること。 3 略 4 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、入所申込者の同意を得ること。 (1)～(5) 略 (6) 緊急時等における対応

別表第1（第4条関係）

区分	基準
略	
入所	1 略 2 入所申込者が入院を必要とする場合その他の入所申込者に対し適切なサービスを提供することが困難な場合は、医療機関又は <u>介護老人保健施設</u> の紹介その他の適切な措置を講ずること。 3 略 4 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、入所申込者の同意を得ること。 (1)～(5) 略

	方法 (7) 略 (8) 略 (9) 略
略	
サービスの提供	1～4 略 5 入所の項第4号(1)から(7)までに掲げる事項その他施設の運営に関する重要事項についての規程を定めること。 6～9 略
略	

	(6) 略 (7) 略 (8) 略
略	
サービスの提供	1～4 略 5 入所の項第4号(1)から(6)までに掲げる事項その他施設の運営に関する重要事項についての規程を定めること。 6～9 略
略	

別表第3 (第8条関係)

区分	基準
従業者の配置	<p>1 次に掲げる従業者を置くこと。</p> <p>(1) 管理者 (2) 医師 (3) 薬剤師 (4) 看護職員 (5) 介護職員 (6) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 (7) 栄養士 (8) 介護支援専門員 (9) 診療放射線技師 (10) 調理員 (11) 事務員その他の従業者</p> <p>2 従業者は、入居者数に応じ、規則で定める人数以上とすること。</p> <p>3 管理者及び介護支援専門員は、常勤の者とすること。</p> <p>4 宿直する医師を置くこと。 ただし、入所者に対するサービスの提供に支障がない場合にあつては、この限りでない。</p> <p>5 従業者は、専ら当該施設の職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、入所者の処遇に支障がない場合として規則で定める場</p>

	<p>合にあっては、この限りでない。</p>
設備	<p>1 入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除き、耐火建築物とすること。ただし、2階建て又は平屋建てで規則で定める要件を満たすものにあつては、準耐火建築物とすることができる。</p> <p>2 次に掲げる設備を設けること。</p> <p>(1) 療養室</p> <p>(2) 診察室</p> <p>(3) 処置室</p> <p>(4) 機能訓練室</p> <p>(5) 共同生活室（ユニット型介護医療院に限る。）</p> <p>(6) 食堂（ユニット型介護医療院を除く。）</p> <p>(7) 浴室</p> <p>(8) 洗面所</p> <p>(9) 便所</p> <p>(10) サービス・ステーション</p> <p>(11) 調理室</p> <p>(12) 洗濯室又は洗濯場</p> <p>(13) 汚物処理室</p> <p>(14) その他規則で定める設備</p> <p>3 ユニット型介護医療院以外の施設の療養室は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 一の療養室の定員は、4人以下とすること。</p> <p>(2) 入所者1人あたりの床面積は、8平方メートル以上とすること。</p> <p>4 ユニット型介護医療院の療養室は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 一の療養室の定員は、1人とすること。ただし、入居者への介護医療院サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすること。</p>

	<p>とができる。</p> <p>(2) 一の療養室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。</p> <p>5 非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を設けること。</p> <p>6 専ら当該施設の用に供するものであること。ただし、入所者の処遇に支障がないと認められるときは、この限りでない。</p>
入所	<p>1 正当な理由なくサービスの提供を拒まないこと。</p> <p>2 入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な医療機関を紹介する等の適切な措置を講ずること。</p> <p>3 長期にわたる療養及び医学的管理の下における介護の必要性を勘案し、介護医療院サービスを受ける必要性が高い入所申込者を優先的に入所させるよう努めること。また、指定居宅介護支援事業者等からの心身の状況、生活歴、病歴、居宅サービスの利用状況等の情報の提供を受けるよう努めること。</p> <p>4 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、入所申込者の同意を得ること。</p> <p>(1) 施設の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、人数及び職務の内容</p> <p>(3) 入所定員並びにユニット型介護医療院にあっては、ユニットの数及びユ</p>

	<p>ニットごとの入所定員</p> <p>(4) 入所者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(5) 施設の利用に当たっての留意事項</p> <p>(6) 非常災害対策</p> <p>(7) 従業員の勤務の体制</p> <p>(8) その他サービスの選択に資する重要事項</p>
施設サービス計画	<p>1 介護支援専門員に利用者ごとに施設サービス計画を作成させること。</p> <p>2 施設サービス計画は、アセスメントの結果及びその者の希望に基づき、その家族の希望を勘案したものとする事。</p> <p>3 アセスメントを行うときは、入所者及びその家族に面接すること。また、面接の趣旨を入所者及びその家族に十分に説明し、その理解を得ること。</p> <p>4 施設サービス計画の原案を作成したときは、入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の従業員の専門的見地からの意見を聴くとともに、その者及びその家族に対して説明し、文書による同意を得ること。</p>
サービスの提供	<p>1 介護医療院サービスを提供したときは、提供したサービスの具体的な内容を記録すること。</p> <p>2 入所者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第20条の規定に従い、従業員に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>3 当該入所者又は他の入所者</p>

等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は、行わないこと。また、身体的拘束等を行うときは、その態様及び時間、心身の状況並びに身体的拘束等が必要な理由を記録すること。

- 4 診療は、医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、入所者の病状、心身の状況等に応じ、的確な診断を基として療養上妥当適切に行うこと。
- 5 入所者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他リハビリテーションの訓練を計画的に行うこと。
- 6 入所の項第4号(1)から(6)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を定めること。
- 7 入所者又はその家族から食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の規則で定める費用以外の費用を徴収しないこと。
- 8 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。
- 9 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。
- 10 入所者の処遇について、自らサービスの評価を行い、その結果を入所者に周知するとともに、常にその改善を図る

	<p>こと。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</p> <p>11 設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行わないこと。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を持たないこと。</p>
記録の作成及び保存	<p>従業者、設備及び会計に関する諸記録、サービスの提供の項第1号及び第3号の記録並びに事故等への対応の項第2号及び第4号の記録、施設サービス計画その他提供したサービスの状況に関する規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>
事故等への対応	<p>1 従業者又は従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように必要な措置を講ずること。また、入所者に関する情報を指定居宅介護支援事業者等に提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ること。</p> <p>2 入所者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、速やかに市町村及び家族に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。</p> <p>3 入所者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、サービスに関する苦情を受ける窓口の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>4 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。</p> <p>5 法第23条、第24条第1項若しくは第114条の2又は社会福祉法第56条第1項の規定によ</p>

	<p>る質問、検査等に協力すること。</p> <p>6 前号に掲げるもののほか、入所者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力すること。</p> <p>7 国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力すること。</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例(平成24年鳥取県条例第76号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定居宅サービスの事業の一般原則)</p> <p>第4条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 指定居宅サービス事業者は、次の基本方針に基づき、指定居宅サービスの事業を行わなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 居宅療養管理指導は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、<u>歯科衛生士(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下同じ。)</u>又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない。</p> <p>(6)～(14) 略</p> <p>(指定介護予防サービスの事業の一般原則)</p> <p>第6条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 指定介護予防サービス事業者は、次の基本方針に基づき、指定介護予防サービスの事業を行わなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 介護予防居宅療養管理指導は、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若し</p>	<p>(指定居宅サービスの事業の一般原則)</p> <p>第4条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 指定居宅サービス事業者は、次の基本方針に基づき、指定居宅サービスの事業を行わなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 居宅療養管理指導は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、<u>看護職員(保健師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)</u>、<u>歯科衛生士又は管理栄養士が</u>、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない。</p> <p>(6)～(14) 略</p> <p>(指定介護予防サービスの事業の一般原則)</p> <p>第6条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 指定介護予防サービス事業者は、次の基本方針に基づき、指定介護予防サービスの事業を行わなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 介護予防居宅療養管理指導は、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若し</p>

くは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(5)～(12) 略

附 則

第1条 略

(経過措置)

第2条 次のいずれにも該当する老人福祉法(昭和38年法律第133号)第29条第1項に規定する有料老人ホームにおいて行う指定居宅サービスの事業については、別表の10の表設備の項第2号(3)及び(5)の規定は、適用しない。

(1) 略

(2) 老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホーム(以下「養護老人ホーム」という。)、同法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム(以下「特別養護老人ホーム」という。)又は同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム(以下「軽費老人ホーム」という。)が併設され、入所者がこれらの施設の浴室及び食堂を利用することができること。

(3) 略

2・3 略

4 病院又は診療所の開設者が、平成36年3月31日までに当該病院又は診療所の病床を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することにより、医療機関併設型指定特定施設(介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。)において行う指定居宅サービス及び指定介護予防サービスの事業については、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用できると認められるときは、別表の10の表設備の項第2号(3)から(5)までの規定は、適用しない。

くは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(5)～(12) 略

附 則

第1条 略

(経過措置)

第2条 次のいずれにも該当する老人福祉法(昭和38年法律第133号)第29条第1項に規定する有料老人ホームにおいて行う指定居宅サービスの事業については、別表の10の表設備の項第2号(3)及び(5)の規定は、適用しない。

(1) 略

(2) 老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホーム(以下「養護老人ホーム」という。)、同法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム(以下「特別養護老人ホーム」という。)又は同法第20条の6に規定する軽費老人ホームが併設され、入所者がこれらの施設の浴室及び食堂を利用することができること。

(3) 略

2・3 略

別表（第5条、第7条関係）

1・2 略

3 訪問看護又は介護予防訪問看護

区分	基準
従業者の配置	1 病院又は診療所ではない事業所 にあつては、次に掲げる従業者を 事業所ごとに置くこと。 (1) 略 (2) 看護職員（保健師、看護師 又は准看護師をいう。以下同 じ。） (3) 略 2～4 略
略	

4 訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーション

区分	基準
従業者の配置	1 次に掲げる従業者を事業所ごと に置くこと。 (1) 医師 (2) 理学療法士等 2 従業者は、利用者数に応じ、規 則で定める人数以上とすること。 3 医師は、常勤の者とすること。
設備	1 病院、診療所、介護老人保健施 設又は介護医療院として必要な設 備を有すること。 2 略
略	

5 居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導

区分	基準
従業者の配置	1 次に掲げる区分に応じ、それぞ れに定める従業者を事業所ごとに 置くこと。 (1) 病院又は診療所である事業 所 ア 略 イ 薬剤師、歯科衛生士又は管 理栄養士 (2) 略

別表（第5条、第7条関係）

1・2 略

3 訪問看護又は介護予防訪問看護

区分	基準
従業者の配置	1 病院又は診療所ではない事業所 (以下「訪問看護ステーション」 という。)にあつては、次に掲げ る従業者を事業所ごとに置くこ と。 (1) 略 (2) 看護職員 (3) 略 2～4 略
略	

4 訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーション

区分	基準
従業者の配置	理学療法士等を事業所ごとに置く こと。
設備	1 病院、診療所又は介護老人保健 施設として必要な設備を有するこ と。 2 略
略	

5 居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導

区分	基準
従業者の配置	1 次に掲げる区分に応じ、それぞ れに定める従業者を事業所ごとに 置くこと。 (1) 病院又は診療所である事業 所 ア 略 イ 薬剤師、看護職員、歯科衛 生士又は管理栄養士 (2) 略 (3) 訪問看護ステーションであ る事業所 管理者及び看護職員

2 略	
略	
サービスの開始	<p>1・2 略</p> <p>3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>事業の実施地域</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p>
サービスの提供	<p>1・2 略</p> <p>3 サービスの開始の項第3号(1)から(5)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</p> <p>4・5 略</p>
略	

6～8 略

9 短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護

区分	基準
従業者の配置	<p>1 法又は医療法（昭和23年法律第205号）により介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、<u>介護医療院</u>、療養病床を有する病院又は診療所として必要な職員を置くこと。</p> <p>2 <u>介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設又は介護医療院</u>ではない事業所にあつては、前号に規定する従業者のほか、管理者を置くこと。</p>
設備	<p>1 法又は医療法により介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、<u>介護医療院</u>、療養病床を有する病院又は診療所として必要な設備を設けること。</p> <p>2 療養病床を有しない診療所にあつては、前号に規定する設備のほか、浴室その他の規則で定める設備を設けること。</p> <p>3 略</p>

2 略	
略	
サービスの開始	<p>1・2 略</p> <p>3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p>
サービスの提供	<p>1・2 略</p> <p>3 サービスの開始の項第3号(1)から(4)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</p> <p>4・5 略</p>
略	

6～8 略

9 短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護

区分	基準
従業者の配置	<p>1 法又は医療法（昭和23年法律第205号）により介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、療養病床を有する病院又は診療所として必要な職員を置くこと。</p> <p>2 <u>介護老人保健施設又は指定介護療養型医療施設</u>ではない事業所にあつては、前号に規定する従業者のほか、管理者を置くこと。</p>
設備	<p>1 法又は医療法により介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、療養病床を有する病院又は診療所として必要な設備を設けること。</p> <p>2 療養病床を有しない診療所にあつては、前号に規定する設備のほか、<u>食堂</u>、浴室その他の規則で定める設備を設けること。</p> <p>3 略</p>

略		略	
10 略		10 略	
11 福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与		11 福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与	
区分	基準	区分	基準
略		略	
福祉用具貸与計画	1 略 2 作成に当たっては、その内容を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得るとともに、作成した計画書を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付すること。	福祉用具貸与計画	1 略 2 作成に当たっては、その内容を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得るとともに、作成した計画書を利用者に交付すること。
略		略	
12 略		12 略	

(鳥取県指定介護療養型医療施設に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県指定介護療養型医療施設に関する条例(平成24年鳥取県条例第78号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1・2 略 (この条例の失効)</p> <p>3 この条例は、<u>平成36年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>附 則</p> <p>1・2 略 (この条例の失効)</p> <p>3 この条例は、<u>平成30年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

(鳥取県医療法施行条例の一部改正)

第4条 鳥取県医療法施行条例(平成24年鳥取県条例第82号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(病床数の算定方法)</p> <p>第3条 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条・第2条 略 (看護師等の員数の特例)</p> <p>第3条 療養病床を有する病院であって、その開設者が平成24年6月30日までに医療法施行規則附則第53条に規定する特定介護療養型医療施設又は特定病院</p>	<p>(病床数の算定方法)</p> <p>第3条 略</p> <p><u>2 知事が法第7条の2第5項の当該地域における既存の病床数を算定するに当たっては、介護老人保健施設の入所定員数は、規則で定めるところにより、既存の療養病床の病床数とみなす。</u></p> <p>附 則</p> <p>第1条・第2条 略 (看護師等の員数の特例)</p> <p>第3条 療養病床を有する病院であって、その開設者が平成24年6月30日までに医療法施行規則附則第53条に規定する特定介護療養型医療施設又は特定病院</p>

<p>であることを知事に届け出たものに対する第5条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、平成36年3月31日までの間、同条第2項の表(2)の項中「療養病床」とあるのは「療養病床の入院患者の数を6で除した数」と、同表(3)の項中「4」とあるのは「6」とする。</p>	<p>であることを知事に届け出たものに対する第5条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、平成30年3月31日までの間、同条第2項の表(2)の項中「療養病床」とあるのは「療養病床の入院患者の数を6で除した数」と、同表(3)の項中「4」とあるのは「6」とする。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第1条中鳥取県介護保険施設に関する条例附則第3条第2項の改正規定及び同項の次に2項を加える改正規定、第3条の規定並びに第4条中鳥取県医療法施行条例附則第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス又は同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスを行っている事業所において行われる居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導のうち、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。）が行うものについては、第2条の規定による改正前の鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例第4条第4項第5号、第6条第4項第4号及び別表の5の表従業者の配置の項第1号の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。

(療養病床に係る既存の病床数の算定に係る措置)

- 3 知事が地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）附則第28条の規定により既存の病床数を算定するに当たっては、介護老人保健施設及び介護医療院の入所定員数は、平成36年3月31日までの間、規則で定めるところにより、既存の療養病床の病床数とみなす。

条 例 名 等	鳥取県青少年健全育成条例の一部改正について		
提 出 理 由 及 び 概 要	1 提出理由 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。 2 概要 (1) 保護者は、正当な理由がある場合に限り、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を利用しない旨の申出を書面又は電磁的記録により行うことができるものとする。 (2) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、(1)の書面又は電磁的記録を一定期間保存するものとする。 (3) 知事は、事業者が(2)に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができるものとする。 (4) その他所要の規定の整備を行う。 (5) 施行期日は、公布日とする。 鳥取県青少年健全育成条例改正案の概要		
	現行規定及び今回改正内容	改正理由	
第12条の3 第2項 【事業者等】	青少年又は保護者への説明及び書面交付の義務	文言の整理	○法の規定を引用 (第3項、第4項において同じ)
第3項 【保護者】	フィルタリングサービスの不要申出	【申出方法】 書面⇒書面又は電磁的記録	○タブレット活用など、将来の電磁的な方法による手続きの普及に対応
	【新設】 フィルタリング有効化措置の不要申出	【申出方法】 書面又は電磁的記録	○法改正により「フィルタリング有効化措置」に関する規定が新設 ○フィルタリングサービス不要申出と一連性があることから、同様に申出方法を規定
第4項 【事業者】	フィルタリングサービスの不要申出書面等の保存義務	【保存方法】 書面⇒書面又は電磁的記録	○第3項の改正に連動
第5項 【事業者等】	【新設】 フィルタリング有効化措置の不要申出書面等の保存義務	【保存方法】 書面又は電磁的記録 【保存期間】 端末使用終了又は契約終了又は18歳まで 【勧告】違反の場合の勧告措置規定を適用(第7項新設)	○フィルタリングサービス不要申出と同様に、書面等の保存義務を規定 ○法律上の義務対象者が第4項と異なることから別項を設定
※太線内が今回改正部分			
○事業者:インターネット接続役務提供事業者(いわゆるキャリアなど) ○事業者等:上記及びその代理店 ○携帯電話及びPHS:スマートフォンも含まれる ○携帯電話等:上記+インターネットに接続可能なタブレット及び携帯ゲーム機 ○フィルタリングサービス:ネットワーク型フィルタリングやフィルタリングアプリケーションを提供するなどの「役務」のことをいう。 ○フィルタリング有効化措置:フィルタリングアプリケーションのインストールやそれを有効にするなどの端末本体への「設定」のことをいう。			

鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(インターネットに接続する機能を有する機器の販売事業者の義務等)</p> <p>第12条の3 略</p> <p>2 <u>携帯電話インターネット接続役務提供事業者等</u> (インターネット環境整備法第13条第1項に規定する<u>携帯電話インターネット接続役務提供事業者等</u>をいう。以下同じ。)は、青少年が使用する<u>携帯電話端末等</u> (インターネット環境整備法第2条第7項に規定する<u>携帯電話端末等</u>をいう。)において携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をするに当たっては、当該青少年又はその保護者に対し、<u>インターネット環境整備法第14条各号に掲げる事項</u>その他規則で定める事項を説明するとともに、その内容を記載した書面を交付しなければならない。</p> <p>3 保護者は、その監護する青少年が就労しており、<u>青少年有害情報フィルタリングサービス</u> (インターネット環境整備法第2条第10項に規定する<u>青少年有害情報フィルタリングサービス</u>をいう。以下同じ。)を利用すること又は<u>青少年有害情報フィルタリング有効化措置</u> (インターネット環境整備法第16条に規定する<u>青少年有害情報フィルタリング有効化措置</u>をいう。)を講ずることによって当該青少年の業務に著しい支障を生ずることその他の規則で定める正当な理由がある場合に限り、正当な理由その他規則で定める事項を記載した書面又は当該事項に係る<u>電磁的記録</u> (電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)により、インターネット環境整備法第15条ただし書又は第16条ただし書の申出をすることができる。</p> <p>4 <u>携帯電話インターネット接続役務提供事業者</u> (インターネット環境整備法第2条第8項に規定する<u>携帯電話インターネット接続役務提供事業者</u>をいう。)は、<u>青少年有害情報フィルタリングサービス</u>の利用を条件としない第2項の契約を締結したときは、当該契約に係る前項の書面又は電磁的記録を、</p>	<p>(インターネットに接続する機能を有する機器の販売事業者の義務等)</p> <p>第12条の3 略</p> <p>2 <u>携帯電話インターネット接続役務提供事業者</u> (インターネット環境整備法第2条第8項に規定する<u>携帯電話インターネット接続役務提供事業者</u>をいう。以下同じ。)又は<u>携帯電話インターネット接続役務に係る契約の締結の媒介、取次ぎ若しくは代理を業とする者</u>は、青少年が使用する<u>携帯電話端末その他の機器</u>において携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をするに当たっては、当該青少年又はその保護者に対し、<u>携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることにより有害情報の閲覧又は視聴をする機会が生ずること</u>その他規則で定める事項を説明するとともに、その内容を記載した書面を交付しなければならない。</p> <p>3 保護者は、その監護する青少年が就労しており、<u>青少年有害情報フィルタリングソフトウェア</u>を利用することで当該青少年の業務に著しい支障を生ずることその他の規則で定める正当な理由がある場合に限り、正当な理由その他規則で定める事項を記載した書面により、インターネット環境整備法第17条第1項ただし書の申出をすることができる。</p> <p>4 <u>携帯電話インターネット接続役務提供事業者</u>は、<u>青少年有害情報フィルタリングソフトウェア</u>の利用を条件としない第2項の契約を締結したときは、当該契約に係る前項の書面を、当該契約が終了する日又は当該契約に係る青少年が18歳に達する日のいずれか早い日までの間保存しなければならない。この</p>

<p>当該契約が終了する日又は当該契約に係る青少年が18歳に達する日のいずれか早い日までの間保存しなければならない。</p>	<p>場合において、当該携帯電話インターネット接続業務提供事業者は、当該書面の保存に代えて当該書面に記載された事項に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を保存することができる。</p>
<p>5 携帯電話インターネット接続業務提供事業者等は、インターネット環境整備法第16条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じずに特定携帯電話端末等（同条に規定する特定携帯電話端末等をいう。）を販売したときは、当該販売に係る第3項の書面又は電磁的記録を、当該特定携帯電話端末等の使用を終了する日、第2項の契約が終了する日又は当該契約に係る青少年が18歳に達する日のいずれか早い日までの間保存しなければならない。</p>	
<p>6 前2項の場合において、携帯電話インターネット接続業務提供事業者等は、前2項の書面の保存に代えて当該書面に記載された事項に係る電磁的記録を保存することができる。</p>	
<p>7 知事は、事業者が第1項、第2項、第4項又は第5項の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p>	<p>5 知事は、事業者が第1項、第2項又は前項の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p>
<p>8 略</p>	<p>6 略</p>
<p>9 略</p>	<p>7 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

<p>条例名等</p>	<p>鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正について</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正を踏まえ、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 福祉型障害児入所施設及び福祉型児童発達支援センターに配置すべきものとしていた看護師について、保健師、助産師、看護師又は准看護師に緩和する。 (2) 施行期日は、平成30年4月1日とする。</p>

鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県児童福祉施設に関する条例（平成 24 年鳥取県条例第 79 号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第 7（第 13 条関係）		別表第 7（第 13 条関係）	
1 福祉型障害児入所施設		1 福祉型障害児入所施設	
職員の配置	1 略 2 主として自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）が入所する施設には、前号に掲げる職員のほか、 <u>医師及び看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）</u> を置くこと。ただし、入所者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。 3 主として肢体不自由のある児童が入所する施設には、第 1 号に掲げる職員のほか、 <u>看護職員</u> を置くこと。ただし、入所者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。 4・5 略	職員の配置	1. 略 2 主として自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）が入所する施設には、前号に掲げる職員のほか、医師及び看護師を置くこと。ただし、入所者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。 3 主として肢体不自由のある児童が入所する施設には、第 1 号に掲げる職員のほか、看護師を置くこと。ただし、入所者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。 4・5 略
略		略	
2 略		2 略	
別表第 8（第 14 条関係）		別表第 8（第 14 条関係）	
1 福祉型児童発達支援センター		1 福祉型児童発達支援センター	
職員の配置	1・2 略 3 主として重症心身障害児が通う施設には、第 1 号に掲げる職員のほか、 <u>看護職員</u> を置くこと。ただし、利用者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。 4・5 略	職員の配置	1・2 略 3 主として重症心身障害児が通う施設には、第 1 号に掲げる職員のほか、 <u>看護師</u> を置くこと。ただし、利用者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。 4・5 略
略		略	
2 略		2 略	

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

<p>条 例 名 等</p>	<p>損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由</p> <p>次のとおり法律上県の義務に属する医療事故による損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 和解の相手方 東京都港区高輪4丁目24番55-708号 安田 義 春</p> <p>(2) 和解の要旨 県は、損害賠償金1,319,210円を支払うものとする。</p> <p>(3) 医療事故の概要</p> <p>ア 医療事故の発生年月日 平成25年6月3日</p> <p>イ 医療事故の発生の場所 東部福祉保健事務所</p> <p>ウ 医療事故の内容 東部福祉保健事務所所属の職員が、和解の相手方に対して行った、風しん抗体価検査のための採血において、和解の相手方の左前腕部に予期せぬ神経損傷が生じたものである。</p>

<p>条例名等</p>	<p>鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例の一部改正について</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部が改正され、新たな障害福祉サービス事業として就労定着支援及び自立生活援助が創設されたこと等に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 事業所ごとに管理者、就労定着支援員及びサービス管理責任者を置くこと、正当な理由がなくサービスの提供を拒まないこと等の就労定着支援の人員、設備、運営等の基準を定める。 (2) 事業所ごとに管理者、地域生活支援員及びサービス管理責任者を置くこと、正当な理由がなくサービスの提供を拒まないこと等の自立生活援助の人員、設備、運営等の基準を定める。 (3) 共同生活援助のうち日中サービス支援型事業所について、世話人、生活支援員又はサービス管理責任者のうちいずれか1人以上は、常勤の者であることその他の人員、設備に関する基準を定める。 (4) その他所要の規定の整備を行う。 (5) 施行期日は、平成30年4月1日とする。</p>

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例（平成24年鳥取県条例第71号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第9章 略</p> <p><u>第10章 就労定着支援（第21条・第22条）</u></p> <p><u>第11章 自立生活援助（第23条・第24条）</u></p> <p>第12章 共同生活援助（第25条・第26条）</p> <p>第13章 多機能型の特例（第27条）</p> <p>附則</p> <p>（基準）</p> <p>第20条 略</p> <p>第10章 就労定着支援</p> <p>（基本方針）</p> <p><u>第21条 就労定着支援は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該事業所の事業主、障害福祉サービスを行う者、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</u></p> <p>（基準）</p> <p><u>第22条 就労定着支援に係る指定基準は、別表第9のとおりとする。</u></p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、就労定着支援に係る指定基準は、就労定着支援の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。</u></p> <p>第11章 自立生活援助</p> <p>（基本方針）</p> <p><u>第23条 自立生活援助は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障がいの特性その他の状況及びそ</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第9章 略</p> <p>第10章 共同生活援助（第21条・第22条）</p> <p>第11章 多機能型の特例（第23条）</p> <p>附則</p> <p>（基準）</p> <p>第20条 略</p>

の置かれている環境に応じて、必要な情報の提供及び助言その他の必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(基準)

第24条 自立生活援助に係る指定基準は、別表第10のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、自立生活援助に係る指定基準は、自立生活援助の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

第12章 略

(基本方針)

第25条 略

(基準)

第26条 共同生活援助に係る指定基準は、別表第11のとおりとする。

2 略

第13章 略

第27条 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援、同条第3項に規定する医療型児童発達支援、同条第4項に規定する放課後等デイサービス、同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援及び同条第6項に規定する保育所等訪問支援のうち2種類以上の事業を一体的に行う事業所に係る最低基準及び指定基準は、第5条から前条までの規定にかかわらず、これらの規定に準じて規則で定める。

別表第5（第14条関係）

区分	指定基準
従業者の配置	1・2 略 3 サービス提供責任者のうち、1人以上は、常勤とすること。
略	

別表第8（第20条関係）

区分	最低基準	指定基準

第10章 略

(基本方針)

第21条 略

(基準)

第22条 共同生活援助に係る指定基準は、別表第9のとおりとする。

2 略

第11章 略

第23条 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援、同条第3項に規定する医療型児童発達支援、同条第4項に規定する放課後等デイサービス及び同条第5項に規定する保育所等訪問支援のうち2種類以上の事業を一体的に行う事業所に係る最低基準及び指定基準は、第5条から前条までの規定にかかわらず、これらの規定に準じて規則で定める。

別表第5（第14条関係）

区分	指定基準
従業者の配置	1・2 略 3 サービス提供責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤とすること。
略	

別表第8（第20条関係）

区分	最低基準	指定基準

略	
サービスの開始	<p>1 略</p> <p>2 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) サービスの内容（<u>就労継続支援A型にあつては、生産活動に係るものを除く。</u>）並びに利用者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>(6) <u>就労継続支援A型にあつては、サービスの</u>内容（生産活動に係るものに限る。）並びに利用者の労働時間、賃金及び工賃</p> <p>(7)～(14) 略</p>
略	

略	
サービスの開始	<p>1 略</p> <p>2 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) サービスの内容（生産活動に係るものを除く。）並びに利用者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>(6) サービスの内容（生産活動に係るものに限る。）並びに利用者の労働時間、賃金及び工賃</p> <p>(7)～(14) 略</p>
略	

別表第9（第22条関係）

区分	指定基準
従業者の配置	<p>1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。</p> <p>(1) 管理者</p> <p>(2) 就労定着支援員</p> <p>(3) サービス管理責任者</p> <p>2 管理者は、専らその職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでな</p>

	<p>い。</p> <p>3 サービス管理責任者のうち1人以上は、常勤の者とする。</p>
設備	<p>事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するとともに、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えること。</p>
サービスの開始	<p>1 正当な理由がなく、サービスの提供を拒まないこと。</p> <p>2 利用申込者に対し適切なサービスを提供することが困難であると認められた場合は、適当な他の事業者等の紹介その他の措置を講ずること。</p> <p>3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、人数及び職務の内容</p> <p>(3) 営業日及び営業時間</p> <p>(4) サービスの提供方法及び内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>(5) 事業の実施地域</p> <p>(6) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類</p> <p>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(8) 従業者の勤務体制</p> <p>(9) その他サービスの選択に資する重要事項</p>
個別支援計画	<p>別表第2個別支援計画の項の中欄に掲げる基準を満たすこと。</p>
サービスの提供	<p>1 サービスを提供したときは、サービスの提供の都度、提供日、内容その他必要な事項を記録し、利用者の確認を受けること。</p> <p>2 利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第15条の規定に従い、従業者に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>3 サービスの開始の項第3号(1)から(7)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定める</p>

	<p>こと。</p> <p>4 利用者の選定による事業の実施地域以外の地域でのサービスの提供に要した交通費以外の費用を徴収しないこと。</p> <p>5 利用者の支援について、自らサービスの評価を行い、その結果を利用者及びその家族に周知すること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</p>
記録の作成及び保存	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの個別支援計画、サービスの提供の項第1号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>
事故等への対応	<p>別表第1事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。</p>

別表第10 (第24条関係)

区分	指定基準
従業者の配置	<p>1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。</p> <p>(1) 管理者</p> <p>(2) 地域生活支援員</p> <p>(3) サービス管理責任者</p> <p>2 管理者は、専らその職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p>
設備	<p>別表第9の設備の項に掲げる基準を満たすこと。</p>
サービスの開始	<p>1 正当な理由がなく、サービスの提供を拒まないこと。</p> <p>2 利用申込者に対し適切なサービスを提供することが困難であると認められた場合は、適当な他の事業者等の紹介その他の措置を講ずること。</p> <p>3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p>

	<ul style="list-style-type: none"> (2) 従業者の職種、人数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) サービスの提供方法及び内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額 (5) 事業の実施地域 (6) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類 (7) 虐待の防止のための措置に関する事項 (8) 従業者の勤務体制 (9) その他サービスの選択に資する重要事項
個別支援計画	別表第2 個別支援計画の項の中欄に掲げる基準を満たすこと。
サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> 1 サービスを提供したときは、サービスの提供の都度、提供日、内容その他必要な事項を記録し、利用者の確認を受けること。 2 利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第15条の規定に従い、従業者に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。 3 サービスの開始の項第3号(1)から(7)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。 4 利用者の選定による事業の実施地域以外の地域でのサービスの提供に要した交通費以外の費用を徴収しないこと。 5 利用者の支援について、自らサービスの評価を行い、その結果を利用者及びその家族に周知すること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。
記録の作成及び保存	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの個別支援計画、サービスの提供の項第1号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。
事故等への対応	別表第1 事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。

別表第11 (第26条関係)

区分	指定基準
従業者の配置	1・2 略 3 <u>常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助を行う事業所（以下「日中サービス支援型事業所」という。）にあっては、世話人、生活支援員又はサービス管理責任者のうちいずれか1人以上は、常勤の者であること。</u>
設備	1 略 2 共同生活住居として、次の設備を設けること。ただし、 <u>日中サービス支援型事業所以外の事業所において利用者の支援に支障がない場合にあっては、居室の数を20室以下とすることができる。</u> (1)～(6) 略 3 <u>日中サービス支援型事業所にあっては、構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、1つの建物に複数の共同生活住居を設けることができること。ただし、当該建物における居室の数は、20室以下とする。</u> 4 略 5 <u>日中サービス支援型事業所以外の事業所において、共同生活住居とは別の場所に設置され、当該共同生活住居と密接な連携を確保しつつ運営される住居を設ける場合には、当該住居については、次のとおりとすること。</u> (1)～(3) 略 6 略
略	略

別表第9 (第22条関係)

区分	指定基準
従業者の配置	1・2 略
設備	1 略 2 共同生活住居として、次の設備を設けること。ただし、利用者の支援に支障がない場合にあっては、居室の数を20室以下とすることができる。 (1)～(6) 略 3 略 4 共同生活住居とは別の場所に設置され、当該共同生活住居と密接な連携を確保しつつ運営される住居については、次のとおりとすること。 (1)～(3) 略 5 略
略	略

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 児童福祉法の一部が改正され、新たな障害児通所支援事業として居宅訪問型児童発達支援が創設されたこと等に伴い、所要の改正を行うものである。</p> <p>2 概 要 (1) 居宅訪問型児童発達支援に係る人員、設備、運営等の基準を定める。 (2) 児童発達支援において配置すべき従業者について、指導員を児童指導員と改めるとともに、障害福祉サービス経験者を加える。 (3) 配置すべきものとしていた看護師について、保健師、助産師、看護師又は准看護師に緩和する。 (4) 施行期日等 ア 施行期日は平成30年4月1日とする。 イ 所要の経過措置を講ずる。</p>

鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の4第1項第2号、<u>第21条の5の15第3項第1号</u>（法第21条の5の16第4項及び第24条の9第3項（法第24条の10第4項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第21条の5の19第1項及び第2項並びに第24条の12第1項及び第2項の規定に基づき、指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。</p> <p>(指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者の要件)</p> <p>第4条 <u>法第21条の5の15第3項第1号</u>（法第21条の5の16第4項及び第24条の9第3項（法第24条の10第4項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人（病院又は診療所において行う医療型児童発達支援に係る指定にあつては、個人又は法人）とする。ただし、暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者を除く。</p> <p>(指定通所支援の事業の基本方針)</p> <p>第5条 指定通所支援の事業は、次の基本方針により行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 居宅訪問型児童発達支援は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行わなければならない。</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p>(障害児通所支援事業の従業者、設備及び運営の基準)</p> <p>第6条 指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の4第1項第2号、<u>第21条の5の15第2項第1号</u>（法第21条の5の16第4項及び第24条の9第2項（法第24条の10第4項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、<u>第21条の5の18第1項</u>及び第2項並びに第24条の12第1項及び第2項の規定に基づき、指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。</p> <p>(指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者の要件)</p> <p>第4条 <u>法第21条の5の15第2項第1号</u>（法第21条の5の16第4項及び第24条の9第2項（法第24条の10第4項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人（病院又は診療所において行う医療型児童発達支援に係る指定にあつては、個人又は法人）とする。ただし、暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者を除く。</p> <p>(指定通所支援の事業の基本方針)</p> <p>第5条 指定通所支援の事業は、次の基本方針により行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 略</u></p> <p>(障害児通所支援事業の従業者、設備及び運営の基準)</p> <p>第6条 指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営</p>

に関する基準は、障害児通所支援の種類に応じ、別表第1のとおりとする。ただし、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援並びに障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援及び同条第14項に規定する就労継続支援のうち2種類以上の事業を一体的に行う事業所に係る当該基準は、事業の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

2 略

別表第1 (第6条関係)

1 児童発達支援

区分	基準
従業者の配置	<p>1 児童発達支援センターであるものを除き、従業者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 次に掲げる従業者を置くこと。</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>児童指導員、保育士又は障害福祉サービス事業に従事した経験を有する者であって規則で定めるもの(以下「障害福祉サービス経験者」という。)</u></p> <p>ウ・エ 略</p> <p>(2) 主として重症心身障害児が通う場合は、(1)に掲げる従業者のほか、<u>看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)</u>を置くこと。</p> <p>(3) <u>児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち1人以上は、常勤であること。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2 児童発達支援センターの従業者は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 主として重症心身障害児が通う場合は、(1)に掲げる従業者のほか、<u>看護職員</u>を置くこと。</p>

に関する基準は、障害児通所支援の種類に応じ、別表第1のとおりとする。ただし、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援並びに障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援及び同条第14項に規定する就労継続支援のうち2種類以上の事業を一体的に行う事業所に係る当該基準は、事業の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

2. 略

別表第1 (第6条関係)

1 児童発達支援

区分	基準
従業者の配置	<p>1 児童発達支援センターであるものを除き、従業者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 次に掲げる従業者を置くこと。</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>指導員又は保育士</u></p> <p>ウ・エ 略</p> <p>(2) 主として重症心身障害児が通う場合は、(1)に掲げる従業者のほか、<u>看護師</u>を置くこと。</p> <p>(3) <u>指導員又は保育士のうち1人以上は、常勤であること。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2 児童発達支援センターの従業者は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 主として重症心身障害児が通う場合は、(1)に掲げる従業者のほか、<u>看護師</u>を置くこと。</p>

	と。 (4) 略 3～6 略
略	
サービスの提供	1～9 略 10 提供するサービスについて定期的に <u>質の評価</u> を行い、その結果を利用者及びその保護者に周知するとともに、常に改善を図ること。また、 <u>当該評価及び改善の内容を毎年公表</u> すること。
略	
事故等への対応	1～4 略 5 法第21条の5の22第1項又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第56条第1項の規定による質問、検査等に協力すること。

2 医療型児童発達支援

区分	基準
従業者の配置	1 診療所として必要な従業者のほか、次に掲げる従業者を置くこと。 (1)～(3) 略 (4) <u>看護職員</u> (5)～(7) 略 2～4 略
略	

3 放課後等デイサービス

区分	基準
従業者の配置	1 次に掲げる従業者を置くこと。 (1) 略 (2) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 (3)・(4) 略 2 主として重症心身障害児が通う場合は、前号に掲げる従業者のほか、 <u>看護職員</u> を置くこと。 3～8 略
略	
サービスの提供	1～8 略 9 提供するサービスについて定期的に <u>質の評価</u> を行い、その結果を

	(4) 略 3～6 略
略	
サービスの提供	1～9 略 10 提供するサービスについて定期的に <u>点検</u> し、その結果を利用者及びその保護者に周知すること。また、 <u>外部の者による評価</u> を行い、 <u>その結果を公表</u> するよう努めること。
略	
事故等への対応	1～4 略 5 法第21条の5の21第1項又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第56条第1項の規定による質問、検査等に協力すること。

2 医療型児童発達支援

区分	基準
従業者の配置	1 診療所として必要な従業者のほか、次に掲げる従業者を置くこと。 (1)～(3) 略 (4) <u>看護師</u> (5)～(7) 略 2～4 略
略	

3 放課後等デイサービス

区分	基準
従業者の配置	1 次に掲げる従業者を置くこと。 (1) 略 (2) 児童指導員、保育士又は <u>障害福祉サービス事業に従事した経験を有する者であって規則で定めるもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）</u> (3)・(4) 略 2 主として重症心身障害児が通う場合は、前号に掲げる従業者のほか、 <u>看護師</u> を置くこと。 3～8 略
略	
サービスの提供	1～8 略 9 提供するサービスについて定期的に <u>点検</u> し、その結果を利用者及

利用者及びその保護者に周知するとともに、常に改善を図ること。また、当該評価及び改善の内容を毎年公表すること。

びその保護者に周知すること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。

略

略

4 居宅訪問型児童発達支援

区分	基準
従業者の配置	<p>1 次に掲げる従業者を置くこと。</p> <p>(1) 管理者</p> <p>(2) 訪問支援員</p> <p>(3) 児童発達支援管理責任者</p> <p>2 管理者は、専らその職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合は、この限りでない。</p> <p>3 児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専ら当該事業所の職務に従事することができる者をもって充てること。</p> <p>4 常時1人以上の従業者を利用者の指導、訓練等に従事させること。</p>
設備	<p>1 次に掲げる設備を設けること。</p> <p>(1) 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画</p> <p>(2) サービスの提供に必要な設備及び備品等</p> <p>2 設備及び備品等は、専ら当該事業の用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がないと認められるときは、この限りでない。</p>
サービスの開始	<p>1 正当な理由がなく、サービスの提供を拒まないこと。</p> <p>2 サービスを提供する地域等を勘案し、利用申込者に係る児童に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合は、適当な他の福祉サービスを提供する者の紹介その他の措置を講ずること。</p> <p>3 利用の申込みを受けたときは、利用申込者に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して説明を行い、サービスの提供の開始に</p>

	<p>ついて同意を得ること。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、人数及び職務の内容</p> <p>(3) 営業日及び営業時間</p> <p>(4) サービスの内容並びに利用者の保護者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>(5) 事業の実施地域</p> <p>(6) サービスの利用に当たっての留意事項</p> <p>(7) 緊急時等における対応方法</p> <p>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(9) 従業者の勤務体制</p> <p>(10) その他サービスの選択に資する重要事項</p>
障害児支援計画	1の表障害児支援計画の項に掲げる基準を満たすこと。
サービスの提供	<p>1 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておくこと</p> <p>2 サービスを提供したときは、提供日、提供したサービスの内容その他必要な事項を記録し、利用者の保護者の確認をとること。</p> <p>3 利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第15条の規定に従い、利用者の心身に有害な影響を与える行為をしないよう、従業者の研修を実施するなどの必要な措置を講ずること。</p> <p>4 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は、行わないこと。また、やむを得ず身体的拘束等を行うときは、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。</p> <p>5 感染症その他の規則で定める健康被害の発生を防止するために衛</p>

	<p>生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>6 サービスの開始の項第3号(1)から(8)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を定めること。</p> <p>7 利用者の保護者から受領する費用は、提供されるサービスに要する費用のうち規則で定めるものに限ること。</p> <p>8 提供するサービスについて定期的に点検し、その結果を利用者及びその保護者に周知すること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</p>
記録の作成及び保存	1の表記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。
事故等への対応	1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。

5 保育所等訪問支援

区分	基準
従業者の配置	1～3 略 4. 常時1人以上の従業者を利用者の指導、訓練等に從事させること。
設備	4の表設備の項に掲げる基準を満たすこと。
略	

別表第2 (第7条関係)

1 福祉型障害児入所施設

区分	基準
従業者の配置	1 次に掲げる従業者を置くこと。ただし、入所者の支援に支障がない場合として規則で定める場合は、この限りでない。

4 保育所等訪問支援

区分	基準
従業者の配置	1～3 略
設備	<p>1 次に掲げる設備を設けること。</p> <p>(1) 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画</p> <p>(2) サービスの提供に必要な設備及び備品等</p> <p>2 設備及び備品等は、専ら当該事業の用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がないと認められるときは、この限りでない。</p>
略	

別表第2 (第7条関係)

1 福祉型障害児入所施設

区分	基準
従業者の配置	1 次に掲げる従業者を置くこと。ただし、入所者の支援に支障がない場合として規則で定める場合は、この限りでない。

(1) 略 (2) <u>看護職員</u> (3)～(10) 2～5 略	(1) 略 (2) <u>看護師</u> (3)～(10) 略 2～5 略
略	略
2 略	2 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に指定を受けている指定児童発達支援事業者については、改正後の別表第1の1の表 従業者の配置の項第1号(1)及び(3)の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間は、なお従前の例による。